

官版

國法汎論

下帙

第三冊

第五拾二號

明治六年刊行

イ、カ、ブルン、ネリ著  
從五位加藤弘之譯

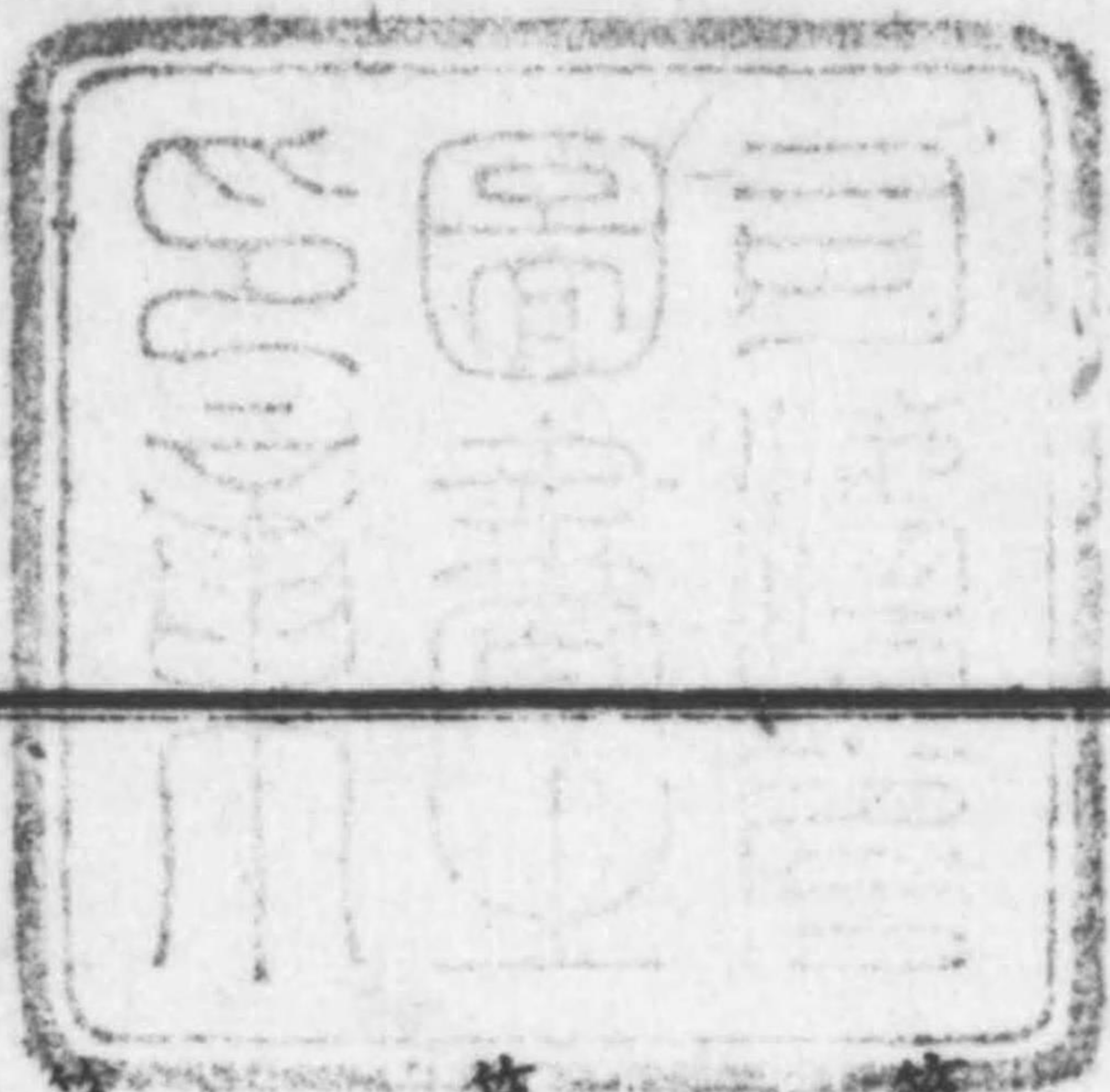
下帙第四冊

# 國法汎論

## 文部省

大審院文庫	
和書門	第三九八號
一冊	十一冊
分	九号
入	号

下帙第三冊



國法汎論卷之六 下目錄

第十二款

第六 國家元首ノ權利

甲 マエスタートノ權利

第十三款

乙 不保任及保任

第十四款

丙 施政權 外權

第十五款

B200
B 2
1 63

國法汎論

卷之六 下目錄

文部省

丁 施政權 內權

第一 授官，大權

第二 授譽，大權

第十六款

第三 兵馬，大權

第四 警保，大權

第十七款

第五 司法，大權

第十八款

第六 財務，大權

第七 監臨，大權

第八 教育方法，看護

第十九款

第九 權利施行，體裁即布告及命

令

第二十款

第十 政府非常，權即國家不得已

權

國法汎論卷之六 下

瑞士 イ、カ、ブルン、チリ 著

加藤 和之 譯

第十二款

第六 國家元首ノ權利

甲 マ、エ、ス、テ、ト、ノ、權利、(按)マ、エ、

マ	エ	ス	テ	ト	ノ	權利	<small>(按)</small>	マ	エ
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					
ク	イ	ベ	ル	ハ					

猶本文ニ  
詳ナリ、

第一 君主ハ即スウエレイン

〔按〕國家ノ大權ヲ掌握スル者ノ義ナ

ルヲ以テ、又國家ノ尊貴顯榮ヲモ、一身ニ負荷ス、  
是故ニ君主タル者ハ、必スマエステリートノ權利ヲ  
有スル者ニレテ、縱令マエステリートノ尊稱ヲ得  
ル能ハサル所ノ君主ト雖モ、此權利ヲ有スルニ  
至リテハ、決シテ異ナルヲナシ、

方今ハマエステリートノ尊稱ヲ以テ、唯カイセル、

〔按〕通常帝ト譯ス、故及ケリーニグ故ニ通常王ト譯ス、  
以下皆帝ト譯ス、及ケリーニグ故ニ通常王ト譯ス、  
譯ニノ之用ヒテ、其他ノ君主ハ、縱令國家ノ主權

ヲ掌握スト雖モ、決レテ此尊稱ヲ用ヒス、元來此

尊稱タルマ、羅馬ニテ帝位ヲ尊稱スルニ用ヒタ

ルヨリ起リ、次テ佛朗哥國ニテ用ヒ、又夫ヨリ傳

ヘテ獨乙帝ニモ用ヒタリ、其後又中古ノ末ニ至

リテ、王ヨリ帝ヲ尊崇スルニ此稱ヲ用ヒタリ、去

ル王ハ帝室ヨリ、此稱ヲ受ルヲ能ハサリキ、○又

エストハリレンノ講和〔按〕一千六百十八年ニ至ル迄、三

十年間、獨乙ニテ戦争アリテ、遂ニ三十八年ハ

争トノ後ニ至リテハ、獨乙政府〔按〕即帝ノヨリ、王

ヲ尊崇スルニ、マエステリートノ語ヲ用フルト

ナリ、且、司選候ル<sup>ク</sup>スト、モ亦、此尊稱ヲ受ン<sup>ト</sup>ヲ望ムニ至レリ、

但、マエステートノ權利ナレト雖モ、唯此尊稱ヲ得ルニ於テ妨、ナレ、是故、ニ后妃及、既ニ位ヲ禪リ

テ、政權ヲ辭セル君主ニモ、其尊榮ヲ表スルカ為ニ、此尊稱ヲ用フルヲ通例トス、

マエステートノ權利ハ、復此尊稱ノ有無ニ關スル<sup>ト</sup>ナレ、是故ニ君主ノ國家元首タル尊榮ヲ毀

損スル者アルキハ、之ヲマエステートベライヂ

グング羅甸語ニキリメン、レセ、マエステータキスト

ノ罪ヲ犯セル者トレテ、臣民ノ體面ヲ毀損セ

ヨリハ、更ニ重キ刑ヲ加ヘタリ、方今民主國ノ國法ニテハ、其元首ニマエステ

トノ權利、及其尊稱ヲ與フル<sup>ト</sup>ナレト雖モ、舊羅馬民主國ノ法ニテハ、其主長ニマエステ

權利ヲ與ヘタリ、但レ尊稱ハ與ヘザリキ、  
第二、君主ハ敢テ侮辱ス可ラス<sup>リ</sup>、

為レ、且、君主ノ身ハ、即神聖<sup>ト</sup>ナリト為ス、而

テ此事モ亦羅馬ノ國法ニ於テ、始テ詳定セ

ナリ、元來羅馬ニテホルクストリブン<sup>○</sup>ノ權利

ヲ確保センカ為ニ、若之ヲ侮辱スル者アレハ天  
 神必、其身軀、及其所有物ヲ没入ス可シサクロサ  
 ト定メタリ、然ルニ其後羅馬帝起ルニ至リテ、此  
 ホルクスト、リブシノ權力、及此規律此天神必、身軀所有物ヲ  
 没入ス可シ、ヲ合セテ、共ニ帝ニ移傳シ、且基督教  
 行ハル、ニ至リシヨリ、帝ヲ以テ神聖ト為スノ  
 意、益確實トナレリ、

○〔按〕古時羅馬ニバトリシール及グレベス  
 ト云ヘルニ種ノ民アリテ、バトリシールハ  
 貴族、グレベスハ平民ナリシカ、一時此二種

ノ民不和ヲ生シテ、遂ニグレベスノ族、ハイ  
 リグベルグト云ヘル山中ニ移住セシニ、其  
 後又バトリシールト條約ヲ為テ、尔後グレ  
 ベスノ中ヨリ、代議者ヲ出シテ、バトリシール  
 ト共ニ、國事ヲ議スルヲ定メタリ、仍テ  
 此代議者ヲ稱シテ、ホルクストリブシト云  
 ヒシナリ、

加特力教ヲ奉スル所ノ國ニテハ、此二件此君主  
 神聖ナリト為スノ二件、ノ意、今仍盛ナリ、但波  
 羅特士旦教ヲ奉スル國ニテモ、君主ノ侮辱ス可

ラサルノ規律ハ國法ニ於テ甚緊要トシテ、嚴ニ之ヲ定ムト雖モ、君主ヲ以テ神聖ナリト為ス規律ニ至リテハ、方今全ク廢レタリ、

○巴以里國一千八百十八年文政ノ國憲ニ云、

王ノ身ハ神聖ナリ、敢テ侮辱ス可ラス、又西班牙國一千八百三十八年天保ノ國憲ニ云、王ノ

身ハ神聖ナリ、敢テ侮辱ス可ラス、又云、王敢テ保任ノ責ヲ負ハス、

按保任ノ事本卷第又奧地利一千八百四十九年嘉永ノ國憲ニ云、帝ハ

神聖ナリ、敢テ侮辱ス可ラス、又云、帝敢テ保任

ノ責ヲ負ハス、

按以上三國ハ皆專ラ加特カ教

ノ君主ノ規律ヲ神聖ト然ルニ荷蘭一千八百四十八年嘉永ノ國憲及普魯士國一千八百五十年嘉永ノ國憲ニハ、唯王ヲ侮辱ス可ラサル旨ヲ載スルノミ、

按此ニ國ハ波羅特上且教ノ國ナリ、故ニ王ヲ以テ神聖ト為スノ規律ナ

第三君主ハ其尊榮及威嚴ヲ表スルカ為ニ、必國

ノ表章ニシテ、イフスニ、イ、ヲ攜帶ス、冠ハ乃マエステ

トノ表章、劍ハ乃正善ヲ保護シ、邪惡ヲ譴罰スル

威權ノ表章、環ハ乃公明仁慈ノ表章ナリ、其他猶

國法凡論

卷六下

五

文部省



各國皆各種ノ表章アリ、譬へハ古時獨乙帝ノ位  
 = 即ク = 方リ、始テ得レ所ノ金ノライフスルパ  
 形〔按〕葉實ノ如ク球物ハ、即全地球ヲ統御スルノ表  
 章、又雙頭ノ鷲ハ、昔時獨乙ノ内相和セスレテ、互  
 = 抗拒セシテ、國帝始テ立ツニ迫テ、之ヲ和セシ  
 メ、以テ一體トナセシテ、示スノ表章ナルカ如ク、  
 其他又百合花ハ佛國王ノ表章、獅子ハ英國王ノ  
 表章ナルカ如シ、儘又王自ラ好テ、各種ノ表章ヲ  
 用フルコトアリ、  
 〔第四〕其他王位ノ隆榮ヲ表スル者二類アリ、其一

ハ、即王室ノ職官ホトス、其二ハ、即君主ヲ崇敬ス  
 ルニ要スル所ノ善美ノ儀禮ニシ、モ是ナリ、古時  
 佛朗哥國ニテ、王室ニ四種ノ職官〔按〕四種ノ官ト  
 官、厨房ノ事ヲ掌ル官、害藏ノ事ヲ知ル官、開廐ノ  
 事ノ掌ル官是レナリ、マイエル氏著ス所ノコ  
 ンヘンル王室ノ部ニ詳ナリ、ヲ置キシヨリ、中古ノ諸  
 王室、亦皆此制度ニ倣ヒタリ、而メ今時王室ノ職  
 制、亦之ニ淵源スル者多シ、又今時君主ヲ崇敬ス  
 ルノ儀禮ニ至リテハ、古時ビツアンツ帝國〔按〕紀元  
 十五年ニ於テ、羅馬帝テオドレウス、デル、ゴロ、  
 七シ、羅馬國ノ版圖ヲ二分シテ、東西ノ二國トナシ、  
 以テ其子ニ與ヘタリ、其東國ヲ稱シニテ、用ヒ  
 テ東羅馬又ビツアンツ國ト云ヒケリ、ニテ、用ヒ

タル儀禮ニ倣フモノアリ、但此國ノ儀禮ニ於テハ、君主專治國ノ意甚盛ナルノミナラス、尚且東方諸國〔英亞細亞〕諸國ヲ云、ノ風習ニテ、教法ノ意、萬緒ノ事體ニ關係スルカ如ク、此儀禮中ニモ亦、教法ノ意寓スルモノニレテ、大ニ方今文明開化國、自由ノ道理ニ戻レル者ナキニアラス、

〔第五〕君主ハ必隆盛豐饒ナルヲ要ス、然ラサレハ、決シテ巍々タル尊貴ヲ示スニ足ラス、然ルニ民主國ノ如キハ、之ヲ以テ緊要トスルコトナシ、但シ縱令民主國ト雖モ、其主長タル者、衣食ニ乏シク、

困阨貧窶、其生ヲ送ルヲ以テ、主適トスルノ理ハ、決シテアル可カラズ、蓋主長タル者、此ノ如クナルハ、帝ニ豪戸ノ壓倒スル所トナルノミナラス、尋常富民モ亦、睥睨スルニ至ル可シ、○君主國ニテハ、國家億兆仰ク所ノ榮光、常ニ君主ト其威旗ノ身ニ衰マリ、煥然トシ其光輝ヲ發揚スル者ナレハ、君主ノ豐饒ナルハ、實ニ緊要ノ事ト云フ可シ、

君主ノ家産ハ、其君職ヲ盡スカ為ニ、必要ナル費ヲ支償スルヲ以テ、足レリト為ヌ可カラズ、其家

産ヲ以テ尚汎ク國民ニ慈惠ヲ施シ且國內ノ學  
術技藝ヲ勸導獎勵シ以テ人材ヲ育セスハアル  
可カラス非的利、デム、ゴロ、セノ語ニ「人君ハ猶  
天ノ日夜雨露ヲ降レ、常ニ下土ヲ潤シテ止マサ  
ルカ如クナル可シト云ヘリ、故ニ君主ノ多ク財  
ヲ費スヤ、唯節度ヲ失テ奢侈淫蕩ニ流レ、ノ獎  
ヲ生スルニアラサレハ、却テ國家安康ノ為甚緊  
要ナルトニシテ決レテ惡シキト為ヌ可カラ  
ス、○是故ニ王室ノ貧富ハ、猶君主ノ一身ニ於ル  
カ如ク、殊ニ全國ノ利害ニ關係スル者ニシテ決

レテ臣民ノ貧富人、其一身ニ止マルカ如キニア  
ラス、故ニ王室ノ財政ハ、民人ノ家事ト、其意全ク  
相異ナリ、

羅馬國ノ帝國トナリシ以來、其民主政體ノ時  
ニ於テ、國家ノ所有ダリシ財用、漸ク帝ノ有ト  
シテ、之ヲ自己ニ屬セルヒスクム（按）所有ニ合併

スルニ至リ、總テ國家ノ所有ヲ以テ、其諸法典ト  
共ニ、悉皆帝ノ專ニスル所ト為セリ、又中古羅馬

人種、及日耳曼人種、各國（按）羅馬人種ノ各國トハ、歐羅巴ノ南方及南方、  
西方ノ各國ニシテ、殊ニ（按）以太利、西班牙、葡萄牙國  
等ノ云々、又日耳曼人種ノ各國トハ、歐羅巴中央、及

北方ノ各國ニシテ、殊ニ獨リ、ニテモ、君主巨大ノ  
 荷蘭、連國、瑞典、那威等ヲ云、ニテモ、君主巨大ノ  
 ドメーレン(按)君主ニ屬スヲ所有シ、且、國家ノ稅餉  
 フモ、恣ニ用フルノ權ヲ有シタリ、但、政府ノ定費、  
 及、法院ノ費用等ハ、總テ其所有ヲ以テ之ヲ償フ  
 ノ義務ヲ荷フタリキ、然ルニ近令ニ至リテハ、大  
 ニ公私ノ分別ヲ明ニシテ、此ノ如キ混同ヲ廢シ  
 タリ、

甲 眞ニ國家ノ所有タル可キ者ハ、決シテ獨  
 君主ニ屬セス、必、國家全體ニ屬スル者ニ  
 シテ、國家ノ諸歲入ハ、悉皆國家ノ所有ス

ル所ナリ、故ニ又此所有ヲ以テ、諸歲出諸  
 公費ヲ償フ、當然ナリト為ス、

乙 王室ノ費用ヲ償フカ為ニ、國家ヨリ君主  
 ニ附與スル所ノ財用ハ、即チナヒールリス  
 クト稱スル者ニシテ、之ヲ以テ王室ノ私  
 事ニ費スハ、君主ノ自由ニ任ス、

丙 眞ニ王室ノ私有タルモノ

始テチヒールリステノ制ヲ設ケルハ、英國ニシ  
 テ、最初ハ毎年バルレメント巴力門ノ會議ニテ、其額ヲ定メシ  
 カ、後世ニ至リテハ、預定額ヲ立テ、屢變更スルコ

ナシ、<sup>⊖</sup>但其初ニ於テハ、從來王室ニ收受セシ國  
 家歳入、及、稅餉ヲモ、チヒールリステニ加ヘタリ  
 シカ、輒近ニ至リテハ、全ク此等ノ稅餉ヲ除去ス  
 ルトナリ、且、近今各國立憲君主國トナルニ及、  
 國憲ニ於テ、全ク此ノ如キ混同ヲ廢スルヲ確  
 定レタリ、<sup>○</sup>但、此ノ如キ公私ノ混同ヲ全廢セシ  
 以來、君主歳入ノ額ハ、全ク代國府ノ議定ニ因ル  
 者トナリテ、從前公私混同セシ世ノ如ク、全ク王  
 室ノ自由タラサルハ、固ヨリ論ナシ、去レハ此混  
 同ヲ廢セシカ為、ニ、王室會計ノ規則能ク整ヒ、又

屢、費用多寡ノ差ヲ生スルノ憂、或ハ俄ニ許多ノ  
 費ヲ銷スル等ノ憂全ク止ミ、且、額數既ニ定マレ  
 ルカ故ニ、預メ費用ヲ算定レテ、其節制ヲ設ル、  
 自ラ亦容易トナリ、其他國民モ亦國家ノ經濟ニ  
 預ルヲ得テ、王室奢侈ノ為、ニ、收斂セラル、等ノ  
 患除キ、又王室竊ニ代國府ニ賄屬シテ、若干ノ徵  
 稅ヲ議定セシムル等ノ弊止ミ、且、時勢ノ變化ニ  
 隨テ、チヒールリステノ額ヲ定ムル、<sup>⊖</sup>甚、容易ト  
 ナリ、君民共ニ大ニ便ヲ得ルニ至レリ、

⊖ 一千六百八十九年、<sup>元祿二年</sup>名穀盛ナル顛覆ノ

後、維廉第三、及其妃馬亞即位ノ時ニ於テ、始テ  
定額ヲ立タリ、〔按〕一千六百八十九年ニ神教及  
暴政ノ事ヨリ顛覆起リ、國王マ

コッブ第一ニ遂ニ佛  
國ニ奔リタリ、  
パトリモニアル、スタート〔按〕本卷第二ニテハ、  
款ニ出ツ、

國家ヲ以テ、王室ノ私有トナスカ故ニ、決シテ  
ヒールリステノ制アル可キ理ナシ、然ルニ方今

歐洲各國ノ君位ノ如ク、威強ノ威望ヲ以テ、其全  
權ヲ一身ニ負荷セル者ニ、チヒールリステヲ附

與スルハ、真ニ當理ノ事ト云フ可キ、頭首ハ其滋  
養ヲ、體軀ノ各部ヨリ資取スルニアラスマ、然ラ

ハ則國家全體ノ為、其理治ニ勞スル君主ニシテ、  
其需用ヲ國家全體ヨリ資取スルハ、何ノ非理ト  
センヤ、

チヒールリステハ、通常毎歳ノ定額金、及、王居、宮  
殿、博物院、其他寶器ノ類、總テ國家ヨリ王室ニ附

與スル者ヲ云フ、英國ニテハ、君主ノ即位毎ニ巴  
力門憲法〔按〕王ト兩院ト相議シテ、  
定メタル憲法ノ云、以テ、其君主在

位中ノ定額ヲ立、佛國亦其恢復〔按〕一千八百十四  
年佛國ヲ復シ、

再ヒ正位ノ時ヨリ、此制ニ倣ヒ、比耳時モ亦此  
得ルヲ云、  
制ニ倣フテ、國憲第四十三條ニ、其旨ヲ記載シ、荷

蘭亦此制ヲ取テ其國憲第二十七條ニ之ヲ記載セリ、其他ノ各國亦此制ヲ取ル者多シ、唯獨乙各國ニテハ、或ハ預メ金額ヲ定メテ終始變更セサル國アリ、或ハ國家ヨリ王室ノ所屬トセルドメ  
○又西班牙ノ如キハ、其國憲第四十九條ニ據ルニ、君主ノ即位毎ニチヒールリステノ額ヲ定ムルヲ專ラテラス（按）立法ノ議ニ委任ス、葡萄牙ノ國憲第二十七條ニ載スル所モ亦之ニ同シ、又希臘國ニ於テハ其國憲第三百五十七條ニ、十

年毎ニ會議ヲ以テチヒールリステヲ改正スル由ラ載ス、○但、兩院ヲレテ其欲スル所ニ隨テ、屢、君主需用ノ額ヲ變更セシメ、且、此額ヲ以テ朋黨相争フノ候ト正ト為サシムルカ如キハ、實ニ君主ノ君主タル威望ヲ損スルノ甚シキ者ト云フ可シ、

○巴以里國一千八百三十四年天保五年ノ國憲第

二十三條、及、普魯士國一千八百二十年文政三年ノ

國憲第五十九條ヲ參看ス可シ、

○タルルマル（按）獨乙人、一千七百八十五年ノ

政學書ニ、毎年金額ヲ定ムルカ如キハ、一私人ノ家事ニ於テスラ、尚堪ユ可カラス、去ルヲ國家第一等ノ王室ニシテ、此ノ如キ制アルハ、實ニ笑フヘキヲナラスヤト云ヘリ、理アル論ト云フ可シ、

チヒールリステヲ以テ、他ノ國家所有ト全ク相分テル國ニ於テハ、國家ノ歳入、其歳出ヨリ多キキハ、則之ニ由テ國家ノ儲蓄ハ増益スレド、君主ノ富有ハ決レテ増益セス、又君主國家ヨリ收受セシチヒールリステヲ節用シテ、貯蓄ヲ為スル

ハ、若他ノ事故アルニ非レハ、君主ノ富必増益スルヲ得可シ、

王子及王族ノアバナイセ（按）王子王族ノ費用ノ為ニ、國家ヨリ附與ス

金額ノハ、之ヲチヒールリステノ内ニ算入セス

レテ、別個ニ附與スルヲ良法トス、總テ君主ノ位

置ハ、國家至重ノ者ナルカ故ニ、其チヒールリス

テヲ以テ、兼テ多少ノ王子王族ノ需用ニ充テシム

ルハ、甚可ナラス、王子王族ハ、自ラ王室所有（ハ）タ

デハ、コロゲンチ、ノ貧富ニ準ヒ、其品位ニ應セル活

計ヲ營ム可キノ權アルノミ、而テ此活計ノ方法



ハ、殊ニ私法ノ規律ニ屬シテ、國法ノ規律ニ屬セ  
 ス、然ルニ君主ノ權利ハ、殊ニ國法ノ規律ニヨル  
 者ナリ、但王子王族ノ活計ノ方法モ、亦自ラ王室  
 ノ顯榮、國家ノ威嚴ニ、關係ナシト云フ可ラスト  
 雖モ、決レテ大關係アル者ニハアラス、○歐洲各  
 國ニテ、國土ヲ治ムルノ權ハ、必、唯一ナラサル可  
 ラサルノ理、輒近始テ明瞭トナリテ、國法ニ於テ、  
 此理ヲ貴重セシカ故ニ、版圖ハ必、分割ス可ラサ  
 ルノ法トナリ、且、ドノリン及、コロリング  
 ルト王ニ至テモ、共ニ王位ヲ繼ク所ノ君ニ傳  
 地ニ屬ス

フルトトナリシヨリ、始テアバナリセノ制起リ  
 タリ、故ニ昔時ハ其他ノ王子王族等、皆王室ノ所  
 有ヲ君主ノ遺物トシテ、分取スルノ權利ヲ有セ  
 シカハ、輒近此權利ヲ廢シテ、始テアバナリセノ  
 制ヲ立テ、王子王族等、之ヲ以テ其需用ニ充ル  
 トナリ、而テ其額數ハ、王室所有ノ貧富ニ準シ、且、  
 王子王族ノ需用ニ應シテ、國君自ラ之ヲ定メタ  
 リ、但、近令ノ國法ニテハ、必、憲法ヲ以テ、其額數ヲ  
 定ムルトナリタリ、

第十三款

不保任、ウンヘルトフカイト、及ヒ保任、ヘルトフカイト、

第一國家ノ元首タル者自己ノ處置ヲ保任スルヲ以テ、良法トスヘキヤ否ノ論、古來各國ニ於テ、相同シカラス、羅馬ノ國法ニテハ、民主政體ノ時ニ於テスラ、政府ノ主長タル者、尚其職掌區域内ノ事ニ就テハ、敢テ保任セサルノ法ナリキ、然ルニ古時日耳曼ノ法ハ、全ク之ニ反シテ、縱令君主ト雖モ、必ス保任スルヲ以テ當然ノ事ト為シタ

リ、○方今君主政體ヲ立ル所ノ歐洲各國ニテハ、全ク羅馬ノ法ヲ取テ、君主ハ敢テ保任セサル者トス、但レニニステルヲ以テ、其政令ヲ保任ス可キ者トナシ、而レテ君主ハ必スニニステルノ輔佐ヲ得サレハ、敢テ政令ヲ施行ス可ラスト為スカ故ニ、君主不保任ノ權利モ、其實ハ自ラ限制セラル、所アリ、唯獨リ佛國ナポレオン破倫氏ノ國憲ニ於テハ、君主敢テ保任スルノ法ヲ立ツ、方今ノ民主國ニ至リテハ、概シテ日耳曼ノ法ヲ取テ、主長保任ノ制ヲ用ス、○今左ニ古來保任、不保任ノ因テ

起リタル所以ヲ論ス。

〔第二〕羅馬國ニテハ、素政權ノ威強ナルヲ以テ、專  
 ラ緊要ノ事ト為シタリ、但レ其民主政體ノ時ニ  
 於テハ、政權甚強大ニ過キテ、遂ニ專横ニ至ルヲ  
 懼レシカ故ニ、之ヲ預防セシカ為ニ、主長在職ノ  
 年限ヲ短縮シテ、屢之ヲ改選スルノ法ヲ立テ、且  
 政權ヲ一人ニ托セシテ、其勢ヲ分割スルノ法  
 ヲ立テタリ、去レモ若シ主長タル者、其在職ノ年限中、  
 必、其政令ヲ保任セサル可ラサルノ法ヲ立ルルハ、  
 ハ、主長ノ威力、遂ニ之為ニ減殺セラレ、且、其尊貴

顯榮、亦之ニ因テ、陵夷スルニ至ランコトヲ恐レ、加  
 之、國家第一等ノ高官タル者、同等若クハ下等官  
 員ノ審判ヲ受ルハ、條理甚タ紊ル、コト為セシ  
 カ故ニ、主長不保任ノ法ヲ立ラタルナリ、○是故ニ  
 チベリウス、ガラフス〔按〕羅馬民主政體ノ時ニ於  
 人ナリ、ホルクストリ、ハ、カ、其同僚マルクス  
 本卷第二款〔第二〕ニ詳ナリ、  
 オクタヒウスノ職ヲ放ツノ議ヲ唱ヘテ、遂ニ之  
 ヲ遂ケレハ、即、從來ノ法ヲ破リタルナリ、既ニ西  
 塞〔按〕羅馬民主政體ノ時ニ於  
 名トノ職ハ、決シテ罪ヲ以テ放ツ可カラスト云

ヘリ、其後州縣ノ長官、縱令罪アリト雖、必其在職ノ期滿ル後ニアラサレハ、決シテ法院ニ於テ、審判ヲ受クルトナカリキ、○其後帝國トナルニ及テハ、縱令其官負罪アリト雖、帝自ラ其罪ヲ問フニ非サレハ、亦他人ノ之ヲ糾彈スルヲモ許サ、リキ、○帝必自ラ憲法ヲ敬重スルノ義務ヲ負ハサルニアラス、去レ氏若時アリテ、自ラ憲法ノ區域ヲ超エ、或ハ不正ノ事ヲ為ストアリ、決シテ此罪ヲ問フノ方法ハ有ラサリキ、是故ニ帝ナル者ハ、絶テ憲法ノ為ニ束縛限制セラレ、者ニ

非スト云フニ至レリ、

〔第三〕中古日耳曼ノ論ハ、全ク羅馬ノ論ト相反セリ、日耳曼人ノ意ニテハ、縱令政權ヲ握リテ、國家ノ尊貴ヲ負ヘル者トイヘ、罪アレハ之ヲ問フハ、當然ノトニレテ、公正ノ法ハ、敢テ曲ク可ラストセリ、故ニ通常ハ上等ノ法官、下等ノ官負ヲ審判スルノ法ナリシカ、若、上等ノ法官、自ラ法ヲ犯シテ、國家ノ安寧ヲ害スルトアルハ、其代者〔按、下等ノ法官ニ代ハル者ヲ云、〕上官ノ罪ヲ審判スルノ法ナリキ、

中古ノ頃ニハ、王公侯伯、罪ヲ犯スニ至リテハ、帝  
 之ヲ審判スルヲ以テ、當然ノトトセリ、去レ此事  
 ノ實ニ行ハレシハ、唯帝ノ統御内ナル獨乙羅馬  
 合國ノミニニレテ、其他ハ基督教ヲ奉スル各國ト  
 イヘ、凡、決シテ行ハレサリキ、按帝獨乙羅馬ヲ合  
 故、此法此合國ニハ行ハレタレモ、其餘ノ各國ハ、  
 實ニ帝ノ統御ヲ仰カサリシ故、行ハレサリシヲ  
 云、但、右此各國ノ王公モ、亦絶テ帝ノ統御ヲ仰カ  
 サリシト云フニハ非サレ、凡、只殆ト帝ノ爵位ヲ  
 尊崇セレノミニニレテ、實ニ全ク其統御ヲ受ケレ  
 ニ非サレハナリ、○其後ニ至リテ、帝獨乙各國王

公ノ爵位ヲ放ツニ方リテハ、必ス先ッライフスタグ  
按獨乙ノ許可ヲ得サレハ、之ヲ施行スルヲ能  
 合議府ノ法トナリシカ、凡、後年獨乙帝國崩解按  
 ハサルノ法トナリシカ、凡、後年獨乙帝國崩解按  
 千八百零六年、獨乙帝國崩解セリ、然ルニ辛未ノ  
 歳ニ至リ、普魯士王之ヲ恢復シテ、獨乙帝トナレ  
 一、ノ時ニ至ル迄、各國共ニ、猶帝ノ此權ヲ專、ニス  
 ルヲ認許シタリキ、  
 最大至高ナル帝ノ權威ハ、天神ノ授托スル所ト  
 シテ、極メテ之ヲ尊重セシカ、凡、是ニヨリテ、決シ  
 テ帝ノ不保任ヲ許スルハ有ラサリキ、若シ帝ノ  
 犯罪輕ウレテ、其位ヲ失フニ至ラサル者ナレハ、

パルツガラース、ホントライン 〔按〕 パルツガラース君

之ヲ審判セリ、去レ其罪大ニシテ、帝位ヲ放ツカ

如キハ、クロームビュルスト 〔按〕 本卷第五款ノ權ニア

リキ、○輓近羅馬國法ノ規律ヲ取用スルニ至リ

且、スウエレ一子テート 〔按〕 本卷第一ノ理大ニ開

明センヨリクロームビュルストノ權ヲ以テ、帝位ヲ

放ツノ非理ナル所以、世ニ明瞭トナリテ、學者大

ニ此法ヲ排斥セリ、〔按〕 クロームビュルストハ、帝ヲ選

擇セシ後ハ、帝ノ統御ヲ仰ク者ナリ、然ラレバ、猶帝

權ニ害アルヲ甚クテ、國家ノ大

〔第四〕近令ノ法ニテハ、君主ノ不保任ニ三様アリ

其一ハ、私法ニ關セル不保任、

トカイトリ、其二ハ、刑法ニ關セル不保任、

トトリヘ、ウシフヘカイト、其三ハ、政治ニ關セル不保

任、ボリチルトセ、ウシフヘカイト、是ナリ、

羅馬ノ法ニテハ、帝ノ專權ヲ准許セレカ、私法

ノ事ニ至リテハ、帝ト雖モ必ス自ラ保任スルヲ

當然ノ事トセリ、但、臣民直ニ帝ヲ負債者トシテ

法院ニ訴フルヲ能ハス、去レ帝亦實ニ一私人ナ

ラスト云フ可ラス、帝果シテ一私人ナレハ、必ス

他人ニ相對シテ、私法ニ屬スル所有ノ關係ナキ  
 能ハス、是ニ於テ帝ノ所有ヲ以テ帝ノ私身ニ代  
 へ、之ヲ以テ他ノ私人（按臣民ト同等ノ者ト視做  
 セシナリ、是ニ於テ國家ノ所有タル（按ヒスクス  
 前  
 款ニ論セシ如ク、古時ノ法ニテハ、國家所有ト、王  
 室所有トヲ分別スルヲ、今時ノ如ク判然タラナ  
 リレ故、茲ニヒスクスヲ以テ國家ノ所有ト及ヒ  
 稱スレハ、其實ハ殆ト王室私有ニ異ラズ、  
 ヒスクスニ同シキ權利義務ヲ有セル、帝室ノ私  
 有ヲ一個ノ負債者ト視做シテ、之ヲ法院ニ訴フ  
 ルノ權利、臣民ニ在リシカ故ニ、臣民實ニ法院ノ  
 保護ヲ受ル者ニシテ、決シテ帝ノ為ニ、其權利ヲ

枉害セラレ、ノ憂ナカリキ、  
 又方今各國ノ國法トイヘハ、臣民君主ノ負債ノ  
 事ニ就キ、之ヲ訴ヘントスルヲ阻止スルノ理、決  
 シテアル可ラス、實ニ羅馬ノ國法ニ從フヘキヲ  
 固ヨリ當然ナリ、但、日耳曼ノ法ノ如ク、臣民直ニ  
 君主ヲ負債者トシテ訴フルヲ許シ、以テ其管下  
 ノ法官ヲシテ、君主ヲ審判セシムルカ如キハ、條  
 理ニ戻ルヲ甚ウシテ、實ニ君主ノ體面ヲ毀損ス  
 ルヲ、斷テカラサルヲ忘失ス可ラス、是故ニ輒近  
 ウエレト子テ、トノ理開明セシヨリ、遂ニ此法

ノ廢棄スルニ至リタリ。○方今ハ臣民國家ノ所  
 有ニ就テスラ、尚訴訟ヲ為シ得ルノ法ナレハ、况  
 テ君主ノチヒールリステ、或ハ其私有ニ就テ訴  
 フルヲ得ルヲ固ヨリ當然ナリ、  
 然ルニ英國ニテハ、此事ノ規律未ダ開明セスシ  
 テ、獨乙ノ法ニ劣ルヲ甚クシ、何者、英國ノ法ニ於  
 テモ、君主ノ負債ニ就テ臣民ノ之ヲ訴フルヲ許  
 シ、以テ臣民ヲ保護スルハ、獨乙ニ殊ナラスト雖  
 且、唯臣民ノ之ヲ訴フル權利ヲ以テ、決シテ其當  
 然ノ權利トナサス、特ニ國君ノ慈惠ニ出ル者ト

ナセハナリ、○

○ ブラックストーン 〔按〕 朔人、一千七百二十三ノ英

法論ニ云、人若所有ノ事ニ就テ、國君ノ事ヲ訴

ヘント欲セハ、カンツライホフ 〔按〕 上等ニ訴フ

可シ、然ルキハ法官臣民ノ權利ヲ以テ、國君賜

フ所ノ慈惠ト視做シテ、之ヲ保護シ、且、國君ノ

此臣民ニ對セル義務ハ、法ノ嚴ニ命スル所ト

為サス、特ニ國君慈惠ヲ臣民ニ施スカ為ノ務

トナスト、蓋 ブラックストーン 氏ノ説ハ、カ ヘ ド

ル 〔按〕 獨乙人、一千六百三十二カ唱ヘタル考



察性法論スヘナルマイルントリトヘラ因襲スル者ナ  
 リ、其論ニ、賢明ナル君主ハ、敢テ臣民ニ對シテ、  
 其約束ヲ破ルヲ欲セサルハ、固ヨリナレ氏、繼  
 令、若之ヲ破ルトアリ氏、臣民タル者、上ヲ要レ  
 テ、此約束ヲ遂ケレトスルハ、大ニ性法ノ理ニ  
 戾レリト云ヘリ、去、氏其論中相矛盾スル所ア  
 ルハ、辨ヲ俟、スレテ明カナリ、〔按論中相矛盾スル  
 難レ、但シ賢明ノ君ハ、約束ヲ破ルト破ルヲ欲セト  
 云ヒナカラ、繼令約束ヲ破ルト破ルヲ欲セト  
 法ト為サルハ、即相矛盾ス  
 ル所以ナルハ、猶再考ス可シ、

〔第五〕刑法ノ事ニ就テハ、私法ノ事ニ於ケルカ如

ク、國君ノヒスクス、若クハチヒールリステヲ以  
 テ、國君ニ代ハルヘキ者ト為ス可ラス、何者、ヒス  
 クス、チヒールリステ等ノ如キ物ハ、固ヨリ罪ヲ  
 犯スヘキ者ニアラス、且、國君ニ罰ヲ加ントスル  
 法院ハ、素國君管下ニ属スル者ナルカ故ニ、乃チ下  
 ニシテ上ヲ罰スルノ理ニシテ、甚良法ト云フ可  
 ラス、且、繼令法ノ良否ヲ問ハス、敢テ之ヲ行フモ、  
 君主ヲ罪犯人トシテ、之ニ刑ヲ加フルハ、其下タ  
 ル者、實ニ忍フヘカラサルノ極ニシテ、且、之ニ由  
 テ、大ニ君主ノ威嚴ヲ損シ、大ニ國家ノ安寧ヲ害

スル患アロハナリ、○君主一罪アルニ方リテ、設  
措テ之ヲ問ハサルキハ、必、其弊害ナシト云フ可  
ラス、去、此問ハサルヨリ、生スル弊害ヲ以テ、君主  
ニ刑ヲ加フルヨリ生スル弊害ニ比レテ之  
ヲ考フレハ、則問ハサルヨリ、生スル害ハ尚小ナ  
リ、若、君主ノ罪狀ヲ擧テ、之ヲ罰スルキハ、是ニ因  
リテ、遂ニ全國ノ秩序ヲ破リ、安寧ヲ害スルニ至  
ラン、一必セリ、是故ニ近今ノ法ニテハ、君主刑法  
ノ事ニ就テハ、全ク保任セシメテ、可ナルノ規律  
ヲ保守ス、

〔第六〕政令ノ處置ニ就テモ、亦方今各國ノ國法、皆  
全ク保任セサルノ規律ヲ用テ、去、此規律ヲ用  
フルノ意、并ニ其體裁ニ至リテハ、舊羅馬ニテ此  
規律ヲ用ヒ、意、并ニ其體裁トハ、全ク相異リ、  
羅馬ニテハ、君主ハ敢テ憲法ノ為ニ限制セラレ  
スレテ、可ナル者ト為セシカ、此方今無限ノ君權  
アラサル各國ニテハ、全ク此意ヲ取ラズレテ、君  
主ナル者ハ、必、國憲及ヒ憲法ヲ敬重スルノ義務  
ヲ負荷セル者ト為ス、故ニ此事ニ就テハ、方今ノ  
立憲國、皆共ニ羅馬ノ君權無限ノ法ヲ棄テ、而テ

日耳曼ノ法ヲ取テ君主ハ國家法制ノ範圍中ニ於テ其頭首ニ位スル者トレテ必先其法制ニ從テ自己ノ權柄ヲ施行シ且共ニ其法制ヲ保護セサル可ラサル者ト為スニ至レリ○各國皆君主自カラ許可レテ此ノ如キ義務ヲ負荷セサル可ラサル者トセリ故ニ國憲誓約ヘルハッスングスヲイド按國憲ヲ遵奉スヘキ旨及ヒ登祚誓約コロリヌングスヲイド按登祚ノ時ニ於テ為スヲ以テ之ヲ天神及人民ニ誓フヲ常法ト為ス若君主ヲレテ現存ノ法ヲ遵守セシムルノ方法愈少ケレハ此ノ如キ制度按誓約ヲ為愈

緊要ニレテ且良善ナリトス何者此ノ如キ制度ハ君主ヲレテ義務ノ必守ラサル可ラサル所以ヲ辨識セシム以テ大ニ其心ヲ獎勵スルニ足レハナリ

第七 英國ノ國家學者國君ノ國憲憲法及ヒ慣用

法ヲ遵守スヘキ義務ト其不保任ノ制度ト全ク矛盾セサル理ヲ明示セント欲シテ國君ハ敢テ不正ノ事ヲ為ス能ハスト云ヘリ去レ氏全ク取ルニ足ラス蓋此語ノ意國君ヲ以テ完全具備一點ノ過誤ナキ人ト為ス者ニレテ猶加特力教徒

ノ教皇ヲ以テ大成至聖一小瑕ナキ人ト為スカ  
 如シ是即君職純清ナル所以ノ理及君主政體完  
 全ナル所以ノ理ヲ以テ之ヲ體軀ヲ備ヘタル君  
 主ニ移スナリ、<sup>○</sup>既ニ巴カ門ハ此理ニ由テ國君  
 ノ言行ヲ誹謗セシ徒ヲ屢繫獄ノ刑ニ處セシ  
 之アリキ、

○〔按〕蓋本文謂フ所、君職ハ極メテ純清ナル  
 者、君主政體ハ極メテ完全ナルハ固ヨリナ  
 レ、是唯十全ノ理ノミ、然ルニ此十全ノ理  
 ヲ取り、以テ活體ヲ具ヘタル君主ヲ論スル

ハ、甚誤ルト謂フヘレ、活體アル者ハ終始十  
 全ノ理ニ合スル者ニ非ラズト云フノ意ナ  
 リ、

去レ此ノ如キ事ハ、唯天理政體イデヲカラチ  
 タル者ハ、人ニアラズ、天ノ國ニ適應ス可クシテ、  
 君主國ニハ、決シテ適應セサルナリ、學者縱令百  
 方辨ヲ費レテ、此ノ如キ理ヲ主張セント欲スル  
 モ、素古今萬國ノ事蹟、及天賦ノ人性ニ戻レル論  
 ナレハ、決シテ其非ヲ掩フ能ハス、總テ人ノ良知  
 ノ許可セサルヲ以テ、國法上ノ規律ト為セント

欲スルハ、譬ヘハ猶霧霞ノ上ニ、宮殿ヲ造ルカ如  
 シ、其危殆固ヨリ言ヲ俟タス、○君主若一小事ヲ  
 モ為レ能ハサルハ必、又一不正ヲモ為レ能ハサ  
 ル可シ、君主木偶ニ同レク、レテ全ク他人ノ為ニ、  
 其權ヲ竊マル、歟、否ヲサレハ、君主自己ノ意思  
 ヲ以テ、國家ノ治安ヲ謀ラント欲スルモ、力及ハ  
 サルカ為ニ、遂ニ他人ニ、其權ヲ奪ハレテ、啻ニ國  
 事ノミナラス、亦一身ノ事スラ、尚之ヲ自在ニ為  
 ス能ハサルニ至レハ、「君主ハ敢テ不正ノ事ヲ為  
 ス能ハス」ト云フモ可ナリ、去レ此事體此ノ如キニ

至リテハ、君主ノ君主タル權カハ、全ク亡滅シテ、  
 一ツモ存スル所ナレ、故ニ「君主敢テ不正ノ事ヲ  
 為ス能ハス」ト云フ語言ハ、君主タル者、國家ノ政  
 權ヲ一身ニ統一スル所以ノ條理ト、全ク相矛盾  
 スルヲ明ニシテ、且、君主、及、國家ノ為ニ、甚、弊害ア  
 リ、「君主ハ敢テ不正ノ事ヲ為ス勿レ」ト云ヘハ、真  
 ニ當理ノ確言ト云フ可シ、  
 〔第八〕是故ニ君主不保任ノ法ヲ立ルヤ、決シテ君  
 主ノ身、完全具備レテ、一點ノ過誤ナキヲ以テス  
 ルニアラス、唯方今ノ世、君主ノ上ニ位シテ、之ヲ

審判スル所ノ法院ナキヲ以テナリ且、又君主ヲ  
 罪犯人トシテ之ニ刑ヲ加フルルハ之ニ由テ生  
 スル所ノ國家ノ災害タル實ニ君主ノ一二暴業  
 ヨリ生スル弊害ヨリモ更ニ甚キヲ以テナリ○  
 若、各國ノ上ニ位スル大法院アリテ能ク各國君  
 主ノ正邪曲直ヲ審判シ且ツ又此審判ノ為ニ國  
 亂ノ生スルヲアルニ方リテハ能ク之ヲ制歴ス  
 ルノ権力ヲ備フレハ、中古羅馬獨乙合國ノ制ニ  
 倣テ不保任ノ法ヲ廢スルモ之ニ由テ災害ノ生  
 スルヲ決シテ有ル可カラズ、後世法理真ニ開明

スルニ至レハ、遂ニ能ク此ノ如キノ法モ行ハル  
 可ク且、之ニ由テ君主ノ権力モ亦、強大トナルニ  
 至ル可シ、蓋、總テ保任ノ法ハ、人ヲシテ邪惡ヲ為  
 サシメサルニ足ルノミナラス、却テ亦舉措處分  
 ス、自由ニナサシムルノ良法ナレハナリ、○英國  
 ニテハ、國君不保任ノ法ヲ立ルトイヘ氏、其ニ  
 ステルヲ舉ルニ方リテハ、必、巴カ門多數ノ信ス  
 ルト、否トヲ視テ、然後ニ之ヲ舉ク然ルニ、北亞米  
 利加ニテハ、大統領保任スルノ法アレ、其ニ  
 ステルヲ任スルニハ、敢テ代國府ノ信否ヲ窺ハ

スレテ自由ニ之ヲ舉ク又佛國ニテハ曾テ不保  
任ノ權ヲ握リタル君主スラ為シ能ハリリレ事  
ヲモ保任ノ義務ヲ負ヘル大統領ハ却テ能ク自  
由ニ處分シ得タリキ。

○路易那破倫（按）那破倫第一一千八百五十二年  
嘉永一月十四日ノ布告書ニ左ノ旨ヲ述タリ  
曰ク「君主不保任ノ法ハ嘗テ三次ノ顛覆ニ於  
テ滅絶セシ者ナルヲ猶此ノ如キ制度ヲ立テ  
之ヲ國憲ニ載スルカ如キハ實ニ民心ヲ欺ク  
者ト云フ可シト去ル佛國ニ於テモ亦保任ノ

法決シテ真ノ制度ト稱スルニ足ル地步ヲハ  
占メサリキ

君主及國家共ニ天神ニ對シテ其所為ヲ保任セ  
サルノ理ハ決シテアルヘカラス且人世ニ於ケ  
ルモ一時ハ能ク其所為ノ非ヲ掩ヒ得ヘキモ永  
世遂ニ之ヲ匿ムコト能ハサルハ必然ノ理ナレハ  
君主不保任ノ規律ハ實ニ君主國ノ條理ニ於テ  
緊要ノ事ト云フ可カラス止方今列國法未完全  
ノ地位ニ至ラサルカ故ニ君主保任ノ法ヲ用フ  
ル所ハ之ニ由テ國家ノ大騷亂ヲ生シ其害却テ

不保任ノ法ヲ用フルヨリ起ル所ノ害ヨリモ、更ニ倍蓰センコトヲ恐ル、カ為、已ムヲ得ス、不保任ノ法ヲ用フルナリ、但不保任ノ法ト雖、決シテ全ク限界ナキニハアラス、必之ヲ限制スル者ナシト云、可ラス、其故ハ何ソヤ、君主實ニ此權利ヲ特ニ苛酷暴虐ヲ恣行スルキハ、臣民敢テ之ニ恭順セス、遂ニ顛覆ヲ謀リ、以テ嚴罰ヲ君主ニ加フルニ至レハナリ、

第九方今各國皆共ニ君主不保任ノ制度ヲ用フルハ、羅馬ノ國法ニ同シト雖、又別ニミニステ

ル保任ノ制ヲ立テ、以テ君主不保任ノ弊害ヲ救フカ故ニ、羅馬ノ法トハ全ク同シカラス、立憲國ニ於テハ、君主政令ヲ施行スルニ就テ、必シニステルノ輔翼ヲ假ラサルヲ得スト為ス、是ニ於テミニステル必政令ヲ保任スルノ法ヲ立テ、政令若國憲及憲法ニ悖戾スルコトアルキハ、則シニステルヲ以テ、必其罪ヲ負當セサル可ラサル者ト為ス、是ヲ以テ不保任ノ權利ヲ有セル君主モ、亦此法ノ為ニ牽制セラレ、自ラ不正ヲ為ス能ハサルニ至ルナリ、蓋シニステルナル者、君主



ノ自ラ為セル不正ニ代テ甘シテ其罪ヲ受ル者  
ハ殆ト希ナルニ由テナリ、○輓近スウエレ一子  
テートノ理大ニ開明セレ以降古時日耳曼ニテ  
用ヒタル君主保任ノ制度ノ非ナルヲ知テ遂ニ  
之ヲ廢シ之ニ代ヘテ君主不保任ノ法トシニス  
タル保任ノ法トス並用スルニ至レリ、此法創立  
セレ以来君權強大ニ過キテ其限界ヲ踰越スル  
カ如キ弊熄ミ君主及其寵遇ヲ得タル黨與ニ至  
リテモ生卒敢テ違法戾典ノ舉アルヲナク且ニ  
ニステルモ亦現在ノ形勢ニ著眼シテ能ク細心

ニ事ヲ處置スルニ至レリ、故ニ此法アリト雖モ、  
ニステル罪ヲ得テ審判ヲ受ルカ如キハ世甚  
タ罕ニシテ却テ君主及ニステル等ヲ獎勵シ  
テ心ヲ其義務ニ竭サレムルニ至レリ、○但レ又此  
法立レカ為ニ君主ナル者保任ノ義務ヲ抱ケル  
ニステルノ輔佐ヲ假ラスレテ恣ニ事ヲ施設  
シ且臣民モ亦自然ニ之ヲ默許シテ其非ヲ論セ  
サルカ如キ弊害全ク無レトハ云フ可カラズ、○  
又時アリテハ此法アルカ為ニステル等ノ  
威權却テ君主ニ超過シ君主ハ徒ニ虚器ヲ擁キ

テ、實權ハ全クミニスレルノ掌中ニ歸スルカ如キ弊害モ、亦全ク無レトハ云フ可カラズ、卷之四、第一、及、卷之七、第五、第六、既ニ一二ノ國ニ於テ、此ノ如キ弊害ノ生セシマアリキ、

○佛國ニテ、一千七百九十三年寬政五年八月十日ノ事〔按〕此時佛國ニ顛覆起リ、暴黨此日ニ於テ、路易第十六ニ迫リテ幽囚シタリ、ルニ方リ、衆人、國君〔按〕路易第十六ナリ、己ヲ固ウセンカ為、顛覆黨ヲ敵視セル者ト、嘗ラ相結ヒレテ知リレ後、コンヘントノ議會ニ於テ、君主保任不保任ノ制度ニ就テ、盛ニ激論アリレカ、暴黨

遂ニ此議ヲ決レ、國君ヲ黜ク併セテ王位ヲ廢レタリ、

〔第十〕方今ノ諸民主國ニテハ、政府ノ主長、及其職負、共ニ必ス保任スルノ規律ヲ用ス、

私法ノ事ニ於テハ、主長職負、兩ナカラ皆尋常ノ法院ニ於テ之ヲ審判レ、且ツ刑法ノ事ト雖モ、尋常ノ罪科ハ、必ス通例ノ法ヲ以テ審判ス、○私事ニ於テ不正ヲ為セルニ方リテハ、其審判ノ法、全ク尋常ノ私入ニ異ラス、職官ノ故ヲ以テ、決シテ他法ヲ用フルヲナシ、但官事ノ不正ヲ以テ之ヲ審

判スルニ至リテハ、民主國ト雖モ、亦必別法ヲ用  
 フ、蓋シ職官ノ威權、是ニ由テ減殺センコトヲ恐ル  
 ルナリ、若シ此ノ如キ官事トイヘバ、必常立ノ法院  
 ニ於テ、其審判ヲ行フハ、法院ノ威權自ラ政府  
 ニ超過スルニ至リ、國家ノ序次、甚錯亂スト云フ  
 可久且、常立ノ法院ハ、政務ニ密涉セル事件ニ就  
 テ、審判スルニハ堪ヘサル者ナリ、卷之七第六款  
 ヲ參看セヨ  
 事理此ノ如キヲ以テ、瑞士國ノ國憲ニテハ、政府  
 其政令ノ施行ニ就テハ、專ラ立法府ニ對シ、保任  
 スルノ規律ヲ立ツ、即政令權柄ヲ掌握スル徒、立

法權柄ヲ掌握スル者ハ、審判ヲ受ルナリ、○又北  
 亞米利加ニテハ、統領及其他ノ職員、罪犯アルニ  
 方リテハ、下院之ヲ訴ヘテ、上院之ヲ審判スルノ  
 規律ナリ、○

○ 譬ヘハ、左リノ邦〔按〕瑞士合邦ノ邦憲第十四

條ニ云、若シ邦憲、憲法、或ハ職務ニ悖反セル處置

アルキハ、ゴローセル、ラリート〔按〕立法府、ヨリ、レギ

ルングスラート、〔按〕政府及ヒオーベルゲリフト

〔按〕上院ニ將來ノコトヲ戒諭シ、或ハ其職員ヲ召

テ、之ヲ審判スト、○又瑞士合邦ノ國憲第七十

四條ヲ參看ス可シ

⑤ 亞米利加合邦ノ國憲第一款第三款ニ云、獨

セナート〔按〕即上院ナリノミ國事ニ就テ審判スルノ

權アリ、同上第二款第四條ニ云、統領、副統領、及

其他諸政官、叛國ノ罪ヲ犯シ、或ハ賄賂ヲ貪リ、

又ハ其他ノ重罪ヲ犯セルカ為ニ、下院之ヲセ

ナートニ訴フルキハ、其職ヲ放ツ可レト、○又

佛國一千八百四十八年嘉永元年ノ國憲第六十八

條ニ云、統領及シニステルハ、自己ノ職掌ニ係

レル事ハ、統テ之ヲ保任スヘシ、又九十一條ニ

云、ナチオナールヘルサムルンダ〔按〕議會ヨリ

統領、或ハシニステルノ罪狀ヲ訴フルコトハ、オ

ーベルステル、ゲリフツホフ、〔按〕最高之ヲ裁決

ス可シ、敢テ之ヲ他ノ法院ニ委スルヲ無ル可

シ、又九十二條ニオーベルステル、ゲリフツホ

フノ官員ハ、法官五名、ゲスラル子〔按〕重ボヲ施

ノ人中ヨリ、徳望アル者數員ヲ聚テ、之ニ其罪

ヲ、云三十六名ナリト、

第十四款

丙 施政ノ權利、レギスレフト、  
外權、ステルヘルト、レグナレ、アウセ、セ、ツ

〔第一〕國家ノ元首ハ、國家ニ代リテ、其尊榮、權利、及ヒ  
威カヲ、他列國ニ示ス者ナリ、而テ其規律ニ於テ  
ハ、方今君主國民主國共ニ、大抵相同シ、唯君主ノ  
威權ハ、民主國元首ノ威權ニ比スレハ更ニ大ナ  
ルノミ、

是故ニ公使ンゲサヲ外國ニ差遣レテ、之ヲ信任シ、  
或ハ外國ノ公使ヲ受ケテ、之ヲ認ムル等、内外ノ  
公事ヲ掌ル權利、全ク元首ニ在リ、去レテ君主敢テ

ミニステル 我外務 ナリ、ノ輔佐ヲ假ラスレテ、公

使ヲ選任シ、或ハ其章程ヲ設立スルヲ許サス、但

ミニステルノ舉ント欲スル者ハ、君主之ヲ信セ

スト雖、強テ聽從スルノ理ハ、決レテ有ルコトナ

ク、又ミニステルノ為ニ阻攔セラレテ、親ラ我公

使ニ接遇スル能ハサルノ理モ、亦決レテ有ルヘ

カラス、加之、立憲國ノ法ニテハ、君主敢テミニス  
テルノ補佐告諭ヲ俟タスレテ、自ラ内外ノ情實  
ヲ觀察スルヲ許ス、唯内外交際ノ事ヲ決定スル  
ニ方リテハ、必ズミニステルノ先可ニ頼ラサレヨ

得ス、○君主、外國ト事ヲ論定スルカ如キハ、必ズ  
 ニステルノ輔佐ヲ假ルニアラサレハ、之ヲ舉行  
 スルヲ許サス、去レ外國朝廷若クハ其政府ノ情  
 實、事體ニ就テハ、君主直ニ其報告ヲ得テ、毫モ妨  
 ナレ、  
 國內ニ於テ君主ヲ除クノ外、自ラ外國ノ公使ヲ  
 認ムル者、絶テ是、有ラズ、君主ノ信任ヲ受ケスレ  
 テ、能ク公使ノ職掌ヲ施行スル者、亦絶テアル  
 ナレ、總テ列國交際ノ大事件ハ、獨、國家ノ元首、及  
 其全權ヲ委任セラレタル者、能ク之ヲ掌ルヲ得

唯既ニ條約ヘルト慣用法、ハルコ、或ハ憲法上、預  
 載定セル民間私事、トサリハ、及、警保事務ボリ  
 ト、（按）國家、及、民間ノ安寧平穩等ヲ警保ニ屬セル  
 スル事務ナリ、卷ノ七、第八款ニ詳シ、ニ屬セル  
 小事ノ處置ニ至リテハ、列國下等ノ官吏、互ニ國  
 界等ニ相會レテ、專對議定ス、○但、縱令此ヲ如キ  
 小事ト雖、元首或ハ自ラ之ヲ措置セシト欲ス  
 ルモ、ハ、下等官吏ノ之ヲ掌ルヲ停ムルノ權アリ、  
 即チ卑權ハ高權ニ對シテ、其勢力ヲ失フナリ、  
 〔第二〕君主ハ、宣戰講和ノ權利ヲ掌握ス、但、此事ハ  
 全國家ノ掌ル所トシ、君主必ズ之ヲ一身ニ統轄

スルナリ、故ニ黨人或ハ軍隊君命ヲ俟タスレテ  
 能ク外國人ト争端ヲ開ク可シト雖、敢テ戦争  
 ヲ宣告スルヲ得ス、又君命ヲ俟スレテ、能ク休戦  
 スヘシト雖、敢テ和ヲ講スルヲ得ス、○若シ立法  
 府ヲレテ、直ニ宣戦講和ノ義ニ參預セシムルハ  
 ハ政府ノ權、殆ト立法府ニ移ルニ至ルヘシ、故ニ  
 歐洲各國ニ於テハ、實ニ害アリトス、蓋シ立法府ニ  
 テ、此等ノ商議ヲ為スルハ、動モスレハ敵國ノ利  
 トナルト多ク、自國ノ利トナルトハ、殆罕ナリ、○  
 今日下ノ事ニ應ル、之ヲ處置スルニ方リテハ、必

其情實、事體ヲ沈思熟慮シ純一ノ意見ヲ以テ、之  
 ヲ決定シ、而テ議既ニ決定セハ、時ヲ費サス、神速  
 ニ之ヲ舉クルト、甚緊要ナリ、然ルニ立法府ノ如  
 キハ、必黨論相分レ、商議輒ク一決セサルカ故ニ、  
 此ノ如キ時ニ當テ、其情實事體ヲ沈思熟慮シ、純  
 一ノ意見ヲ以テ、之ヲ決定スルト甚難ク、且、既  
 決定ス、ト雖、其神速ニ舉行スルモ、亦甚難シ、  
 但、君主宣戦講和ノ事ヲ、獨決スルヲ得ルハ、君  
 主ノ權甚強大ニ至ルハ、論ヲ俟タス、而シテ其弊害  
 ヲ數フレハ、君主若シ恣ニ無名ノ師ヲ興シ、或ハ無

謀ノ戦ヲ開テ、若干ノ軍費ヲ要スルコトアレハ、民人必之ヲ償フノ義務ヲ負ハサルヲ得ス、是時ニ至リ、立法府ミニステルノ罪ヲ舉ケ、之ヲ罪スルモ、既ニ許多ノ人命ヲ殘ヒ、若干ノ財用ヲ費シ、及ニ國家ノ安寧ヲ傷リシヲ如何セシ、且、勢既ニ此ノ如クナルニ至リテ、軍費ヲ納ル、ヲ肯セサルハ、義ニ於テ為ス可カラサル所ナリ、但、假令、義不義ハ措テ論セサルモ、若、之ヲ肯セサルノ機アルハ、君主兵力ヲ以テ、暴ニ臣民ニ迫ルヲ如何セシ、蓋、獨、君主宣戰講和ノ權ヲ專ラニスル、其弊ノ底

ル所、大凡此ノ如シ、實ニ輕忽ニ考フ可カラス、去レ文政府此ノ如ク無名ノ軍ヲ興レ、無謀ノ戦ヲ開クニ方リテハ、立法府能クミニステルノ罪ヲ責問スルノ權利アリ、此權利アルノ利タルヤ、實ニ少カラス、蓋、立法府此權利ヲ握ルカ故ニ、政府亦能ク深謀遠慮シテ、敢テ輕舉妄動ノ事ヲ為サス、且、立法府ノ衆論、政府ト相悖ルコト甚クレキハ、能クミニステルヲ退黜セシムルニ足ル、故ニ是ニ由テ、遂ニ能ク廟謨ノ方向ヲ變改セシムルコトアリ、國益、君主宣戰講和ノ權利ヲ掌握スルノ弊害、必、無シト云フ可ラス、去レ、若、立法府ヲ



テ、此權利ニ預ラレムルハ、其弊害更ニ甚シ、是故ニ立法府ニ此權利ヲ與ヘサルナリ、講和ノ事ハ、帝ニ戦争ヲ罷ムルノミニ止マラス、又此事ニ由テ、兩國ノ際、将来永續スヘキ規律ヲ立ルノ屢之アリ、是故ニ講和ノ約、又一種ノ國約ニシテ、ルスタラツヘトナリ、而テ國約ノ規律ニ由テ限制セラレ、

民主國ニテハ、宣戰講和ノ權、若政府ニアルハ、是ニ由テ政府ノ威力、甚強大ニ至、一ヲ恐ル、是故ニ北亞米利加合邦ノ國憲ニテハ、宣戰ノ權利ヲ以テ、コングレス〔按〕立法府ニ委子、而メ講和ノ

權利ヲ以テ、統領ニ委子タリ、但預メセナリト〔按〕上

院ノ決議許可ヲ得サレハ、之ヲ施行スルヲ得ス、蓋此法ヲ立ルノ意タリ、ヤ、戦端ヲ開クヲ以テ、民主國ノ為ニ甚害アリト為シ、和ヲ講スルヲ以テ甚害ナレト為シ、且宣戰ノ事ハ、勉メテ為シ難シ、講和ノ事ハ、勉メテ為シ易スルヲ以テ、良善ノ事ト為シタルナリ、○瑞士合邦ノ國憲ニテハ、宣戰講和ノ二權利ヲ以テ、單ニブシデスヘルサム

ルング〔按〕立法府ニ委ヌ、

〔第三〕外國ト盟約ヲス、ラズ、及國約ヲ結フノ權利、亦

元首ノ自ラ掌握スル所ナリ、縱令、元首此權利ヲ施行スルノ全權ヲ握レル國トイヘ、亦自ラ之ヲ限制スル所ナキニアラス、何者、外國條約ト、國內ノ法ト、相關セル規律ニ至リテハ、必、立法府之ニ預ラサルヲナク、且、二三ノ國ニ於テハ、其國憲中、故、外國條約ニ關セル規律ヲ、載定スレハナリ、○

○瑞典國ノ國憲第十二條ニ云、君主外國ト盟約ヲ結フノ權利ヲ掌握ス、但、必、預、外國事務ヲ掌レルミニステル、及、ホフカンツレル（接）高官ナリ、

ノ議ヲ聽カサル可カラス、○荷蘭ノ國憲第五十七條ニ云、君主講和ノ約、及、外國ト諸條約ヲ結フ、權利ヲ握ル、○若、條約ノ旨趣、國家ノ大事ニ關ス可レト思フ、アルハ、必、之ヲ（接）子（接）ラール、スタール、テン（接）立法府ナリ、兩院ニ告諭ス可シ、○若、歐洲若クハ他洲ニアル所ノ荷蘭ノ版圖ヲ分割レテ、之ヲ外國ニ與ヘ、或ハ之ヲ外國所轄ノ地ト交易スルノ條約ヲ結フ歟、若クハ此條約中ニ、從來憲法ニ於テ定メタル權利ヲ改革シ、或ハ別ニ新法ヲ立ル等ノ條件アルハ

ハ必、先之ヲゲ子テイル、スターテシニ告諭シ  
テ、其准可ヲ得ルニアラサレハ、君主恣ニ條約  
ヲ結フヲ得スト、

第十五款

丁 施政ノ權利、レギ、レム、ト

内權、イン子レ

施政ノ權柄ハ、徒ニ各殊ノ權利ヲ集成統合セル  
者ニハアラス、實ニ一點ノ中心ニ、充積圓滿セル  
國權ハ、分レテ各殊ノ權利トナリ、煥然ト諸方向

ニ於テ、發耀スル者ナリ、譬ハ、猶一點ノ光暉、其  
線ヲ六隅ニ映射シテ、鏡ス所ナキカ如ク然リ、○  
君主國ニテハ、君主乃一點ノ中心トナリテ、國權  
ヲ一身ニ收攬撮合ス、故ニ君主ハ、立法權柄ニ於  
テ、帝ニ示案ノ權利イニチアチハ、我法案ヲ立  
權利ハ、我法案ヲ立ヲ握ル、ミナラス、兼テ亦決定ノ權利ハ、我法案ヲ立  
ヲ決定シテ、真法ト為スノ權利ハ、我法案ヲ立ヲ握ル、故ニ獨  
君主法案ヲ查定シテ、之ヲ真ノ憲法ト為シ、而シテ  
直ニ之ヲ公告ス、是レ君主乃國家ノ中心トナリテ、  
昭々タル一致和同ノ徳光ヲ、其身上ニ彰ス者ナ

リ、○君主ハ、立法府ノ首領ナルヲ以テ、此府ノ議  
 定ニ於ケル、或ハ決定シ、或ハ決定セサルノ權アリ  
 リ、兼テ又施政權柄ヲ掌握スル者タルヲ以テ、其  
 決定セル法ハ、直ニ之ヲ公告シ、以テ臣民ヲシテ、  
 之ヲ遵奉セシムルノ權アリ、卷之五第十一款然  
 ルニ、民主國ニ於テハ、此制度全ク相異リ、例ヘハ  
 北亞米利加ノ如キハ、統領決定ノ權ヲ握ルト雖  
 氏、君主國ノ全カ如クナラス、唯大ニ局促セル拒  
 絶ノ權利拒絶スルノ權利ナリ、ヲ掌握スルノミ、  
 又瑞土國ノ如キハ、政府絶テ決定ノ權ヲ握ル能

ハス、唯示案ノ權ヲ握ルノミ、但憲法ヲ公布スル  
 ノ權ニ至テハ、諸民主國ニ於テモ、全ク政府ニ在  
 リ、  
 其他君主内權ヲ施スノ權利ヲ以テ、決ニテ單ニ  
 行法權柄ホルナリト、ト、為ス可ラス、必、獨立獨  
 行シテ、能ク國家ノ秩序ヲ整理シ、臣民ヲ指揮シ、  
 兼テ又保護シ、及ヒ監督誘導スル諸權柄等、悉皆  
 君主ノ掌中ニ在リ、○凡ソ國家ノ安寧ヲ保テ、及  
 ヒ諸權利ヲ保護スルニ就テハ、殊ニ日々轉化ス  
 ル所ノ形勢ニ、仔細ニ著眼スルヲ、必要ナルヲ以

テ、是等ノ諸件ハ皆專ラ君權ノ負荷スル所ナリ、故ニ憲法ナル者ハ、唯日常政令權柄ノ發動スル區域ヲ定メテ、決シテ之ヲ超ユルヲ能ハサラレズ、且、政令施行ノ方向ヲ與ヘテ、常ニ之ヲ失ハサラシムルニ在ルノミ、現ニ政令ヲ施行スルノ事ニ至リテハ、獨、君主能ク事情ヲ酌量シテ、自由ニ之ヲ為ス、固ヨリ當然ナリ、是故ニ左ニ舉ル所ノ數件ハ、特ニ君主ノ主持スル所ナリ、

第一 授官ノ大權アムツホ  
ハイト

君主ハ、國家諸職官ノ資テ勅ムル所ナリ、故ニ國家諸職官、一モ君主ノ授任ニ由テ出テサル者ナク、亦君主ニ從屬セサル者ナシ、往昔既ニ此事ノ緊要ナル理ヲ知り、是ニ由テ大ニ國家ノ和同ヲ鞏固セシカニ、實ニ此理ノ明亮トナリシハ、全ク近今ノ君主國ニ在リ、又此理ニ循テ、諸職官中、互ニ亦其等級ノ高卑ニ由リ、次第ニ高等ニ從屬スル、固ヨリ當然ナリ、立憲國君主握ル所ノ授官ノ大權ハ、其規模甚大

ナリ、官等高シシテ、愈、君位ニ近ケレハ、君主ノ權  
 愈、自由ニ之ヲ黜陟スルヲ得、殊ニニニステルノ  
 如キハ、君主ヲ輔佐シテ、其政令ニ參與スル者ナ  
 レ、氏之ヲ黜陟スルハ、獨、君主ノ自由ニスル所ナ  
 リ、○賢明ナル君主ハ、唯自己ノ偏見ヲ用ヒ、或ハ  
 好惡愛憎ニ由リテ、ニニステルヲ舉ルトナク、必  
 先、國家ノ為ニ謀リ、實ニ其任ニ堪ユヘキ人物ヲ  
 選任スルヲ本旨トナシ、且、政府ト立法府ト、其間  
 能ク相和スルト、甚、緊要ナルカ故ニ、必、立法府ノ  
 信ヲ得タル者ヲ、選任スルヲ以テ本旨トスルハ、

固ヨリ論ヲ俟タス、去、氏君主立法府ノ信不信ヲ  
 窺ヒ、或ハ好惡等ニ隨テ、ニニステルヲ黜陟スル  
 ノ義務ヲ負フカ如キハ、斷然アラサル所ナリ、唯  
 現任ノ立法府、若ハ将来任スヘキ立法府ニ、信セ  
 ラルヘキ人物ヲ撰テ、之ヲニニステルニ任スル  
 ハ、則、政ホク巧クナル者ナリ、何者、立法府ノ政府  
 ヲ惡ム、甚シキニ過ルキハ、之ニ由テ、政府ノ威權、  
 大ニ痿痺振ハサルニ至レハナリ、但、君主敢テ立  
 法府ノ薦舉ヲ希フニアラス、必、自ラ舉任スルナ  
 リ、○舊ニニステルヲ罷メ、新ニニステルヲ舉ル

ニ方リテハ、君主之ヲ舊ニニステルニ議シ、其連署ヲ得テ、之ヲ舉ルト通法ナレ氏、此事決レテ必要ノ法ト云フニ足ラス、若、舊ニニステル、君主ノ舉、ント欲スル人物ヲ肯セサルトアラハ、新任スル所ノミニステルヲシテ、自ラ其選任ニ連署セレメテ可ナリ、舊ニニステルノ肯ンセサルカ為ニ、君主自ラ舉、ント欲スル人物ヲ、舉ル能ハサルノ理ハ、萬々有ルトナレ、立憲國ノ法ニ於テハ、ニステル選任ノ事ニ就テモ亦、之ヲ保任スル者、一人アレハ、則足レリトス、

其他ノ官員ヲ選任スルニ、至テハ、君主獨、之ヲ專ニスル能ハス、必、ニニステルノ賛輔ヲ假ラサルヲ得サルナリ、但、ニニステルノ薦ムル所ノミヲ取テ、之ヲ任スルヲ要スルニアラス、又能ク必、其任ニ堪ユヘキ者アルヲ知ラハ、自ラ之ヲニニステルニ詢リ、或ハニニステルノ薦ムル所、若、自己ノ意ニ適セサレハ、之ヲ拒ムト、固ヨリ自由ナリ、○能ク注意シテ、此ノ如キ權ヲ施行シ、以テ其任ニ堪ユヘキ人物ヲ簡ンテ、之ヲニニステルニ任スルハ、古來賢明ノ君主ノ、獨、能ク為ル所ナリ、故

ニ繼令、君主他ニ如何ナル權利ヲ握ルモ、唯之ニ由テノミ、大ニ國家ノ安危盛衰ヲ生スルニ至ラズ、大ニ國家ノ安危盛衰ヲ生スル所以ノ者ハ、唯君主ノ聰慧ト、否ラサルニ由ルノミ、  
合衆國ノ統領、其諸官員ヲ選任スルノ制度モ、大概亦之ニ同シ、唯別種樞要ノ職官ヲ選ムハ、統領獨之ヲ授任スルヲ得ス、必先之ヲセナリト院上  
リ、ニ諮リ、其許可ヲ得サル可ラス、但、下等ノ官員ヲ選任スルニ至リテハ、（按）兩院此權ヲ以テ、單ニ統領或ハ法院、ツゲ若クハ諸省ノ

長官ニ委附ス、○瑞士國ノ法ハ、諸職官ヲ授任スルノ事ニ於テ、大ニ政府ノ權ヲ限制シ、多クハ代國府若クハホルクヲシテ選任セシム、但、此制度アル片ハ、之ニ由テ、遂ニ諸職官中ニ朋黨起リ、動モスレハ、政府ノ一和ヲ傷リ、且、政令諸務ヲ施行スヘキ諸官員、皆上權ヲ侮慢シテ、之ニ恭順セサルカ故ニ、政府ノ氣力遂ニ痿痺シテ、振ハサルニ至ルノ害アリ、甚恐ル可シ、

○北亞米利加合邦憲ブンホンノデスヘルドアメリカ第二章第三條ニ云、統領セナリトト議シテ、左



ノ諸官ヲ授任ス、即公使、及其他外國ニ遣ス、  
キミニステル、〔按〕上ニ云フ所ノ相異ナリ、〔按〕コンスル、  
官ト譯ス、〔按〕通事、并ニ上等法院ノ法官、其他未曾テ  
國憲、或ハ憲法ニ於テ、授任ノ制度ヲ載定セサ  
ル諸職官等是ナリ、但、繼令此諸職官ト雖、〔按〕コ  
ンダレスニテ樞要トセサル卑官ナレハ、統領  
及、法院、或ハ諸省ノ長官等ニ命ヲ傳ヘテ、之ヲ  
授任セシム可シト、○又佛國一千八百十八年  
嘉永ノ國憲第六十四章ニ云、統領自由ニ  
ステルヲ黜陟ス、但、其他高官ノ黜陟ハ、之ヲ

ニステルニ議シ、卑官ハ其省ニステルノ建

白ニ因テ、之ヲ黜陟ス可シト、

第二 授譽ノ大權、〔按〕ハイト

貴爵、〔按〕ア、〔按〕世襲ノ爵、〔按〕通例、〔按〕勲爵、〔按〕軍事、及ヒ學術等ニ於  
テ、非常ノ勲功ヲ奏セシ者ニ與テ、品階、〔按〕右ニ爵ノ  
ル、〔按〕品階ト稱スル者アリ、〔按〕例ハ英國ノ如キハ、  
外ニ、品階ト稱スル者アリ、〔按〕例ハ英國ノ如キハ、  
上高等教士ヨリ、下雇夫ニ至ル迄、六十二ノ品階  
アリ、及ヒ稱號、〔按〕例ハ皇國ノ殿下、閣下等ノ如キ者  
并ニ官名ヲモテ、〔按〕後モ猶官名ヲ与ヘ置クアリ、  
吏ニハ、退職ノ後モ猶官名ヲ与ヘ置クアリ、  
等ノ如キ、總テ臣民ノ名譽顯榮ヲ表スル者ハ、通  
常君主ノ授クル所ナリ、臣民ノ勲勞ヲ鑒定シテ、

之ヲ敬重スルハ、實ニ君主ノ美麗ナル特權ト云  
 フ可シ、君主此一難術（按即臣民ノ勲勞ヲ鑒定シ  
 ラ舉行スル、其宜シキヲ得ルキハ、大ニ臣民道義  
 ニ進ムノ心ヲ獎勵シ、且ツ臣民ヲシテ、實ニ愛國  
 ノ志ヲ奮起セシムルニ足ル、蓋シ此ノ如クナル  
 キハ、天神ノ好シテ善徳ヲ賞スルノ心ニモ、亦能  
 ク協合スト云フ可シ、○然ルニ二百年以來、延寶  
 降、各國君主、恣ニ濫賞ヲ行ヒシヨリ、其弊風今仍  
 革マラス、之レカ為ニ搢紳家ノ風俗習慣頽敗シ  
 テ、其為ス所兒戲ニ異ナラス、遂ニ真ニ國家ノ為

ニ其身ヲ勞セント欲スル者ナキニ至レリ、故ヲ  
 以テ賢君英主時ニ世ニ出テ、此弊ヲ矯メント欲  
 スルモ、陵夷ノ久レキ之ニ服スル者多カラサレ  
 ハ、又如何ルニ可ラス、豈歎ス可キノ極ニアラス  
 ヤ、既ニ歐洲大地ノ數國ニテハ、君主臣民ニ賜フ  
 所ノ榮譽ハ、却テ侮辱ノ表記ノ如ク、若シ此榮譽  
 ヲ得テ、高貴ノ人トナルハ、即其負罪、明證ヲ公  
 示スルカ如ク見ユルニ至レリ、○今世ハ漸ク虚  
 ヲ賤シシ、實ヲ貴ムノ時トナレハ、君主此權利ヲ  
 施スニ於テモ、古時ノ如ク先、能ク其勲勞ノ虚實

ノ鑒定シテ、然後ニ之ヲ施行スレハ甚々可ナリ、  
決シテ全ク此權利ヲ廢棄スルヲ要セス、

○那破倫第一世カエーレンレギラン（按勲爵ナリ、

ヲ設立セシハ、蓋シ能ク此理ヲ知レハナリ、既

ニ一千八百四十八年ニ於テ、嘉永元年、佛國民主政

體ヲ復セシ時ニハ、衆論頗ル貴爵ヲ惡ミシカ

ル、其國憲第百零八章ニ、仍、此エーレンレギラ

ンヲ存スル旨ヲ記載セレハ、那破倫ノ卓見ヲ

證スルニ足ル、蓋エーレンレギランノ如キ勲

爵ノ具存スルハ、自ラ人々榮譽ヲ貪ルノ情

起リテ、頻リニ之ヲ求フント欲スルニ至ルハ

決シテ疑フヘキニアラス、去レル今日ニ在テ

ハ、人性未タ全ク此情ヲ脱スルニ至ラス、加之

此情却テ人々ノ相競フテ、勲功ヲ奏スヘキ一

具トナル者ナレハ、今嚴ニ此情ヲ奪ハンヨリ

ハ、寧之ニ良好ノ目的ヲ與ヘテ、以テ立功ノ一

要具ト為スヲ善レトス、○那破倫カレントハ

レナニ於テ著セル書中ニ、勲爵ニ就テ左ノ如

ク云ヘリ、曰「太古ノ善良ナル民ヲ治メント術ヲ

取テ、以テ令時ノ老衰セル民ヲ治メント欲ス

ルハ、甚不可ナリ、今時ノ民、専ラ國家ヲ憂テ、一身ヲ顧ミサル者ハ、實ニ百千萬人中僅ニ一二人ニ過キス、其餘ハ皆自己ノ身ヲ愛シ、自己ノ利ヲ貪リ、自己ノ榮ヲ謀ルニ汲々タル者ノミ、凡、工人ハ、其己ニ属ヌル所ノ材ヲ、恰好ニ用フルノ術ヲ知ラサル可ラス、余曾、君主政體ヲ恢復シ、勲爵稱號等ヲ復興セシハ、余カ秘策ニレテ、全、此理ニ出ルナリ、○□佛國今世ノ開化ヲ考フルニ、民人各衆人ノ為ニ、尊崇セララル、ヲ欲シ、且ツ他人ノ為ニ、尊敬セララル、徒人自ラ

亦尊敬スルヲ許ス、一般ノ情意ナリト、按以上那

破倫ノ、○凡ソ稱號ヲ好ムノ情意アルハ、支那人ヲ除クノ外、獨乙人ヲ以テ最モ盛ナリトス、

然ルニ一千八百四十八年、嘉永元年、フランクホル

トニテ獨乙各國會議、時ニ於テ、其代議者等

職掌ヲ帶ヒサル稱號按職掌ナキ官名ニシテ、唯尊稱トナル者ヲ云

ハ、必ス廢スヘキ旨ヲ論シタリ、即チ獨乙人甲

極ヨリ俄ニ轉シテ、乙極ニ飛行セリ、實ニ驚ク

ニ堪ヘタリ、按獨乙人ハ、素ト称号ヲ好ムノ情

立テシハ、全ク元來ノ情意ニ相反スルヲナル故ニ、如斯云フナリ、

○〔按〕本文凡ソ工人云々ハ、蓋シ「人君ノ民ヲ治ムルヤ、猶工人ノ工事ヲ營ムカ如シ、工人其工ヲ施サント欲セハ、必先己ニ属スル所ノ材ヲ恰好ニ用フルノ術ヲ知ラサル可ラス、人君其民ヲ治メント欲セハ、必先其情意ニ投シテ、之ヲ獎勵スルノ術ヲ知ラサル可ラス、余カ君主政體ヲ恢復シ、勲爵稱號等ヲ復興セシハ、即チ佛人ノ情意ニ投シテ、之ヲ獎勵スルノ秘策ナリキト云フノ意ナリ、當路者宜シク注目スヘキ所ナリ、

第十六款

第三 兵馬ノ大權ホリヲイトル

君主ハ軍政ヲ統掌スル所ノ首領ナリ、故ニ親、海陸二軍ヲ統轄シ、軍兵ヲ徵募シ、其將校ヲ選任シ、而シテ將軍ニ號令ヲ委任シ、城郭堡寨ノ建築ヲ命シ、及ヒ兵器戰艦ヲ監督ス、  
中古ノ世ニハ、貴戚豪族亦各兵ヲ備ヘタリレカ  
凡、此ノ如クナルキハ、兵權大ニ分レテ、國家ノ一  
致和同ヲ損シ、其害遂ニ國內ノ和平ヲ破ルニ至

ルヲ以テ、今世ハ決シテ此ノ如キヲ許サズ、號  
 令ノ一途ニ出ルハ、軍隊ノ勢力ヲ盛ニシ、及ヒ其  
 目的ヲ確定スルニ於テ、甚緊要ナルヲナリ、  
 軍隊ハ、單ニ君主ノ號令ノミニ肅遵スヘキ旨ヲ  
 擔ハレムヘキヤ、將兼テ國憲ヲモ遵奉スヘキ旨  
 ヲ擔ハレム可キヤ、其可否ニ至リテハ、今時仍論  
 說紛然トシテ、未タ一定セズ、君主若シ自己ノ權  
 カヲ恣ニナシ、國憲ノ條規ト相戾ル處置ヲ以  
 テ、其軍隊ヲ使令セント欲スレトアルハ、此論  
 實際上ニ於テ大關係ヲ生ス、○今他ノ情實ニ關

セスレテ、只自由ニ論スルハ、國憲擔約ハルガ  
 ノイド、按國憲ヲ遵奉スノ文中ニ、軍隊ハ敢テ國  
 可キ旨ヲ述フル誓約、ノ文中ニ、軍隊ハ敢テ國  
 憲ニ悖戾セル所業ヲ、助ケサル旨ヲ載定スルト、  
 甚緊要ニレテ、自カラ君主ヲレテ、輒ク國憲ノ規  
 律ヲ破ル能ハサラレムルニ足ルカ如シ、去レ氏  
 軍隊ヲレテ單ニ君主ノ號令ニ肅遵スルノミナ  
 ラス、亦兼テ國憲ヲモ遵奉スルノ擔約ヲ為サレ  
 ムル所ハ、軍隊乃チ重複ノ義務ヲ負フノ理ナル  
 カ故ニ、軍情自ラ岐分シ、法令自ラ錯亂シ、其一致  
 和同破レテ、勢ヒ遂ニ相爭鬪スルニ至ルノ害ア

ルヲ知ラサル可ラス、○軍隊ハ、素、唯號令ヲ奉シ  
 テ、一ニ之ヲ肅遵ス可キ者ニレテ、決シテ之ヲ是  
 非スヘキ者ニアラサレハ、軍隊自ラ號令ノ善惡  
 良否ヲ考思レテ、然後ニ之ヲ遵奉ス可キト、否ト  
 ヲ定ムルヲ許スカ如キハ、甚、害アリ、○今世ノ如  
 ク、人々自在ニ事ノ善惡良否ヲ評論スルヲ得ル  
 ノ時ニ於テハ、殊ニ害アリトス、○軍隊既ニ國憲  
 誓約ヲ為スト雖、必、君主ノ號令ヲ嚴奉スルハ、  
 決レテ背ク可ラサルノ通法ナリ、唯君主兵權ヲ  
 恣行レテ、苛政ヲ施スカ如キ時ニ於テハ、已ムヲ

得ス、其號令ヲ拒絶スルヲ善シトス、但、兵士ノ精  
 神勇壯ニシテ、昏迷スルトナク、能ク民ノ權利及  
 自由ノ理ヲ知ルキハ、縱令ヒ單ニ君主ノミニ誓  
 テ、兼テ國憲誓約ヲ為リ、ルモ、君主此兵士ヲ用  
 ヒテ、民ヲ苛虐スルカ如キトハ、決シテ為シ能ハ  
 サル可ク、又軍隊其大元帥スキリ、グナル君主ヲ  
 尊崇親愛スルノ情深切ナルキハ、縱令ヒ嘗テ國  
 憲誓約ヲ為シ、テアルモ、決シテ君主ノ號令ヲ  
 拒絶スルカ如キトハ為サ、ル可シ、君主國憲ヲ  
 破ラント欲スル時ト雖モ亦然リ、○英國王ヤ

ヲ第二世、一千六百三十三年ニ生ノ軍隊ハ、嘗  
 テ君主ノ既令ヲ遵奉ス可キ旨ヲ擔ヒレカモ、遂  
 ニ此誓約ヲ破リテ、之ニ敵シ、在位一十六百八十  
八年ニ於テ、民顛覆ヲ起シテ、之ヲ攻又佛國デレ  
撃セレカハ、王遠ニ佛國ニ奔リタリ、  
クトリアル、レギールンダ未ニ、仙國君主ヲ廢  
レテ、民主政體ト為セレ後ノ時ニ於テ其軍隊ヲ  
ニ於テ、立チレ政府ナリ、  
レテ國憲ヲ遵奉スヘキ旨ヲ誓ハレノタレモ、那  
 破倫遂ニ此兵ヲ用ヒテ、此政府ヲ倒レタリ、是ニ  
 由テ之ヲ觀レハ、實ニ特ムヘキハ獨リ精神ノ  
 決レテ其形貌類ノ誓約云ノニハ非ス、

佛國一千八百四十八年、嘉永元年ニ、民主政體ヲ  
 立テレ時ニ於テスラ、尚此理ヲ善シトシテ、之  
 ヲ其國憲第百零四章ニ載定セリ、曰ク、軍隊ハ  
 必ス號令ニ嚴遵スルヲ要ス、敢テ其善惡當否  
 ヲ論スルヲ許サスト、  
 以上論スルカ如クナル故ニ、國憲中ニ、軍隊ノ國  
 憲誓約ヲ為ス、本旨ヲ詳細ニ記載スルヲナキ  
 キハ、軍隊ノ誓約ハ、唯其職掌當然ノ理ニ由テ、法  
 制秩序、及ヒ民人ノ自由ヲ保護シ、敢テ自ラ之ヲ  
 傷害セストノ誓約ト視做ス可シ、大元帥ナル君



主一號令ヲ出ス毎ニ軍兵タル者其國憲ニ協フ  
 ト否トヲ考テ之ヲ是非スルヲ誓約ノ本旨トス  
 ルハ甚不可ナリ、軍隊ノ君主ニ恭順スルハ軍法  
 ノ大基礎ナルニ、軍隊君主ヲ是非スルヲ得ルキ  
 ハ此基礎全ク崩解スルカ故ニ、遂ニ軍隊ノ一致  
 和同破レテ、互ニ争鬪ヲ起スニ至ル、甚々恐ル可  
 シ、○君主出ス所ノ號令ノ國憲ニ協フヲ保任ス  
 ル者ハ、即、（按兵部ナリ）ニステル、（按兵部ナリ）或ハ元帥（按兵部ナリ）コ  
 ゴム（按兵部ナリ）ガチラレシメ、ナリ、其號令ヲ遵奉スハ、キ將校及ヒ  
 兵卒等ハ、決シテ保任ノ義務ヲ負フ者ニアラス、

○但レ若シ誓約ニ就テ、國憲中ニ他ノ意ヲ詳載  
 シ、以テ軍隊中ニ不和ヲ生スルノ害ハ、君主ノ兵  
 權ヲ弄スルノ害ヨリモ、却テ小ナリトセハ、他ノ  
 論旨自ラ當理トナル可シ、○

○即瑞典ノ國憲ノ如キ是ナリ、其第三十八章  
 ニ云、國君ヨリ出ス所ノ號令ハ、其布令ヲ掌レ  
 ル者、之ニ連署シテ保任スルヲ要ス、但シ此者  
 國君ノ決定スル所、國憲ニ悖戾スルヲ知ラハ、  
 必之ヲスターツラト（按國政ノ象ニ質ス可  
 シ、王若シ猶其決定スル所ヲ遠ケント欲シテ

止マサレハ、敢テ之ニ連署セサルノ權利、及ヒ  
義務ヲ得ヘシ、但シ此ノ如クナルキハ、此者必  
其職ヲ退ク可シ、而シテ其後ライフスステ  
テ、接立法其論、是非當否ヲ判決スルニ至ル  
迄ハ、敢テ再任ス可ラス、去ヒ其官俸ハ未タ奪  
フ可ラスト、

君主ハ徒ニ大元帥ノ號ヲ有スルヲ以テ足レリ  
ト為ス可ラス、必、親、六軍ヲ統御シ、兵權ヲ以テ實  
ニ之ヲ一身ニ綜歸ス可シ、非的利第二世 接非的利、テハ、  
ゴロ シ 普 魯 士 王 ナ リ ト 稱 セ リ 曰 ク 英 明 ナル 君 ハ 必 親 ラ 六 軍

ヲ號令ス可シ、六軍ハ即君主ノ京都ナリ、君主ノ  
利益ナリ、君主ノ義務ナリ、君主ノ榮譽ナリ、其他  
千萬ノ事故ニ由テ、君主ハ必、親、六軍ヲ號令セ  
サル可ラスト、是故ニ君主ハ必、君主ノ職ヲ以テ  
六軍ヲ號令スル者ナリ、君主若シ六軍ヲ號令ス  
ルノ器、アラスレテ、親、六軍ニ臨ムルハ、大ニ謀  
ヲ誤テ、遂ニ六軍及ヒ國家ノ敗亡ヲ速クニ至ル、  
豈恐レサル可シヤ、  
凡ソ政府ノ権カヲ務メテ微弱ニセント欲スル  
ハ、今世ノ民主國ヨリ甚タシキハナシ、是ヲ以テ

政府主長（我類）統領若レ兵權ヲ掌握スルキハ、大ニ之ヲ恣ニニシテ、其威權遂ニ國君ノ如クナルニ至ラシトテ、恐レテ、此念慮ヲ放擲スル能ハス、一統領ヲ主長トセル民主國ニ於テハ、殊ニ然リトス。○是故ニ北亞米利加ニテハ、帝ニミヨツ（我事）日ニ臨テ徵集スル兵隊ヲ編制スルノ權ノミナラス、亦之ヲ徵集シ、及ヒ叛賊ヲ平定スルノ權等、總テ皆コレ（我府）グレス（我府）立法ニ在リテ、統領ハ僅ニ小數ノ常備兵、及ヒ合邦ノ軍艦ヲ都督スルノミ、其他各邦ノミヨツニ至リテモ、コングレス之ヲ徵集スルニ

非レハ、統領決レテ之ヲ號令スルヲ能ハス。○佛國民主國タリレ時ニハ、統領軍隊ヲ調理スルノ權ヲ有セシカニ、親ラ之カ元帥トナリテ、號令スルノ權ハナカリキ。○瑞士國ニテハ、ブンデスヘルサムルン（我府）立法閉會ノ時ニ於テハ、ブンデスラト（我府）能ク軍兵ヲ徵集スルノ權ヲ握ル、但シ之ヲ使役スルノ時間久キヲ要スル歟、若クハ徵集スル所ノ兵數二千ヲ超ユル時ニ於テハ必スブンデスヘルサムルン（我府）ヲ集會セシメ、而シテ此府ノ會議ニテ、軍隊ヲ調理スルヲ

俟ツヲ要ス、

第四 警保ノ大權ボリツアホ

總テ國家警保ノ事ハ、嘗ニ君主ノ名ヲ用ヒ、其指揮ニ隨テ之ヲ施行スルノミニ止マラス、時宜ニヨレハ、君主親ラ此事ヲ施行スルヲ要ス、但シ其時宜ナル者ハ、殆希ナリ、即國家大危難ノ事起ルニ方リテ、之ヲ救防スルヲ要スル時、若クハ通常警保官吏ノ為メ所ヲ監察シテ、其擅恣ヲ防止スルヲ要スル時ヲ云フナリ、○日常警保ノ事務ニ至リテハ、殆、涯際ナレ、決レテ一人ノ能ク為スヘ

キニアラス、故ニ別ニ官吏ヲ置テ、間斷ナク此事務ヲ行ハレム、是故ニ警保ノ理、及ヒ其制ニ至テハ、次卷ニ於テ更ニ詳論ス可シ、（卷之七、第八、第九ノニ款ニ詳論ス、）

第十七款

第五 司法ノ大權ニハスチツホ

太古中古ノ世ニハ、君主親レク最上等ノ法官トナリテ、獄訟ヲ總掌セリ、是ヲ以テ獨乙帝ハ、獨乙各國君主ノ司法ノ權ヲ保護シ、且之ヲ嚮導トナ

ナレリ、故ニ帝各國ヲ巡行スル時ニ於テ、親ラ其  
 法院ニ臨ミ、輒獄訟ヲ掌レリ、而テ是時ニ方リテ  
 ハ、地方ノ法院ハ、必ス其權ヲ失ヘリ、  
 然ルニ輒近一二百年前ヨリ、此法一變シ、君主決  
 シテ獄訟ノ本務ヲ掌ラサルノミナラス、此職務  
 ニ關係スル所ノ君權モ亦殆消滅シテ、此職務遂  
 ニ全ク法官ノ手ニ移ルトナレリ、但、此法官ハ、  
 君主ヨリ其職掌ヲ受ケ、且、君主ノ名號ヲ以テ、獄  
 訟ヲ掌ル者ナリト雖、必ス不羈獨立スル者ニシ  
 テ、決シテ君主ノ指揮號令ヲ奉シテ、其職ヲ掌ル

者ニアラス、○是故ニ「獄訟ノ事ハ、悉ク君主ヨリ  
 出ツ」ト云ヘル古言ノ意、今世ニ在リテハ、大ニ變  
 換シ、且、其意ノ涉ル所モ、甚、限局ス、ルニ至レリ、世  
 人動モスレハ、君主ハ全ク獄訟ノ事ヲ知ラサル  
 テ以テ、善シトスル者アリ、果シテ然ラハ、頗ル君  
 主國ノ理ニ戾ルト云フ可シ、其故ハ何リヤ、凡ソ  
 國家ノ職官、君主ノ統下ニ屬セサル者、一ツモア  
 ル可キ、理ナキニ因テナリ、○輒近ニ至リテハ、  
 法官獄訟ノ事務ヲ行フノ實事上ニ於テ、君主ノ  
 指揮ヲ遵奉スルノ法ハ、全ク廢止セリ、蓋、確然タ

ル法律アリテ、緊ク法官ヲ束縛シ、決シテ其擅行ヲ許サ、ルヲ以テ、此ノ如クナルヲ要スルナリ、君主若實ニ獄訟ノ事ヲ掌ルキハ、其強大ナル威權ヲ恃テ、遂ニ獄訟ノ公正ヲ害シ、以テ法律ノ正理ヲ紊スニ至ル可シ、○是故ニ立憲君主國輓迄、制ハ、君主親ラ獄訟ヲ掌ルノ法ヲ廢セレカニ、法官ハ尚君主ヨリ其職掌ヲ受ルト、且、形兒ニ於テハ、必、君主ニ從屬スルノ規律ニ至テハ、永存シテ亡フルヲナシ、○〔按〕形兒ニ於テ、君主ニ從屬スルニ從屬スルノ反對ナリ、實事ニ於テ君主ニ從屬スルルハ、必、君主ノ命令ヲ遵奉セナル可シ、故

ニ本文ニ論スルカ如キ害アリ

○瑞典一千八百零九年文化ノ國憲第十七章

及、廿十章ニ據レハ、其君主親ラ最高等ノ法院

ニ參列スルノ權アリ、他ノ立憲國ニテハ、絶テ

無キ所ナリ、

然リト雖モ、其他司法ノ權ノ、尚、君主ノ掌握ニ在

ル者、左ノ數條ニ舉ルカ如シ、

①國憲并ニ獄訟ニ就キ、遵守スヘキ憲法ノ區

域内ニ於テ、獄訟ノ總規則ヲ示令スルノ權

利、君主ノ手中ニ在リ、

回 法官ヲ任シ、其職權ヲ授ルノ權利亦君主ノ  
手中ニ在リ、但、カールタイレル（譯）ハ、及、ガス  
ヲル子（譯）ニ預ル者ナリ、選擇ヲ以テ、獄訟ノ如  
キハ、必、シモ司法ノ職權ヲ有スル者ニアラ  
ス、唯時アリテ、法院ニ列シ、法ヲ論スル者ナ  
リ、故ニ法官トハ、全ク其歸ヲ殊ニス、故ニ君  
主是等ノ者ヲ授任スルハ、必、緊要ノ事ニア  
ラス、加之、獄訟ノ事ハ、務テ公明正大ヲ貴フ  
ト云フノ理ニ據テ、之ヲ考フレハ、則、君主是  
等ノ賤任ヲ任スルハ、尤、良善ノ事ナラス、

ハ 審判斷定セル事ハ、必、君主ノ名號ヲ以テ、之  
ヲ示令シ、且、施行ス、蓋、君主自ラ國家ノ正義  
公直ヲ保護スル所以ノ理、茲ニ於テ發顯ス  
ルナリ、  
○ 普魯士國ノ國憲第六十八章ニ云、憲法  
ノ外、決レテ他ノ權ニ從屬セザル法官ナ  
ル者、君主ノ名號ヲ以テ、司法ノ權柄ヲ施  
行ス、○ 斷定セル事ハ、國王ノ名號ヲ以テ、  
之ヲ施行スト、

三 獄訟ノ處置如何、其次第如何、國家秩序ノ保

護如何、獄訟ニ係レル文書如何、并ニ司法省、  
ユスチツ、ミニステリウハ、按直ニ獄訟ヲ司ル  
ル法院ニハアラス、唯其事務ヲ司ル省ナリ、  
 及其屬司ニ於テ、右文書ノ處置如何ヲ監察  
 探索スルノ權利、皆君主ノ手中ニ在リ、又總  
 テ獄訟ノ事ニ就テ、其官吏ヲシテ、形勢表ヲ  
 作り、之ヲ報知セシムルノ權利、亦君主ニ在  
 リ、

〔ホ〕國家ノ安寧ヲ破リ、及ヒ政令ヲ害スル罪犯  
 者アルニ方リテ、政府ノ權力ニアラサレハ、  
 之ヲ追捕スル能ハサルキハ、則追捕ノ命ヲ

下スノ權利、特ニ君主ニ在リ、蓋、スダートツア  
 ー  
インワルトト 〔按追捕ノ權ヲ掌レル官ナリ、詳  
ルハ、卷之八第四款ニ就テ  
 可ルカ、常ニ視察スル所ノ區域ハ、甚狹クシ  
 テ、高遠ナル治術ニ著意セサル者ナレハ、動  
 モスレハ、其勉カスル處、却テ宜キニ適セス、  
 或ハ甚急劇ニ失シ、或ハ甚緩慢ニ流レ、共ニ  
 國家ノ害ヲ生シ易シ、能ク此弊ヲ防クハ、獨  
 君主ノ力ニ在ルノミ、何者、君主ハ總テ治體  
 ノ諸關係ヲ徧察シテ、洩ス所ナキヲ以テナ  
 リ、



㊦ 刑法ニ關セル審問ヲ停止スルノ權利、亦君主ニアリ、  
 ㊧ 但、正義公直ヲ害セザランカ為ニ、必、此權利ニ就テ、限制スル處アルヲ要ス、  
 ㊨ 普魯士ノ國憲第四十九章ニ云、獨、君主既ニ就緒セル審問ヲ、別格ノ憲法ニ從テ、停止スルノ權ヲ握ルト、然ルニバイエレン巴以里ノ國憲第八款第四章ニ記ス所ハ、之ト相反ス、曰ク、君主決シテ就緒セル審問ヲ停止スル能ハスト、  
 ㊩ 罪科ヲ減シ、及、赦スノ權利、亦君主ニ在リ、凡

ソ人ヲ憐ムノ情ハ、素、良心ニ備ハル者ニレテ、君主仁恤ヲ以テ、罪科ヲ減シ、或ハ赦スノ權利ハ、既ニ時勢ニ愜ハサル法ノ刻薄ナル所ヲ和厚ナラレメ、及、硬固ニレテ、變通レカタクキ法ヲ、今日千狀萬態ノ景況ニ隨テ、變通セレムルニ、缺ク可ラサル者ニレテ、蓋、君主ニ此權利アルハ、實ニ君主國ノ大ニ他ノ政體ニ優ル所以ナリ、○君主ハ、決レテ親テ、人ヲ罪スル能ハス、法官之ニ代リ、君主ノ名號ヲ以テ、憲法ニ由テ、人ヲ罪ス、去、此君主ハ反

テ、親ヲ人ノ罪ヲ赦スヲ得ルナリ、君主若婦  
 人ノ仁ヲ行フキハ、甚、國家ノ安寧秩序ヲ傷  
 ル可シ、去、氏寛裕ノ心ヲ以テ、真ノ仁恤ヲ行  
 フキハ、更ニ國家ノ安寧秩序ヲ堅固ナラシ  
 ムルニ足ル。○仁恤ノ處置ト雖、亦法ニ  
 合セサル可ヲサルヲ以テ、立憲君主國ニ於  
 テハ、必、ニニスラルノ連署ヲ取ルヲ緊要ト  
 ス、

○マルチレ、ルニレ  
〔按獨乙人一千四百八  
 十三年ニ生レ、五百七  
 十年ニ死ス、加持力教ノ大ニ基督ノ本旨  
 ニ背クヲ歎シ、別ニ波羅特士且教ノ一派〕

宗ヲ立テテ、曰ク、「仁恤ト法律トハ、君主必、之  
 ヲ行フ可シ、君主絶、テ赫怒ノ威ヲ震ハス、  
 空レク姑息ノ小惠ヲ施スキハ、帝ニ王室  
 ノミナラス、其弊ノ及、ノ處、闔國民人、亦悉  
 ク、化レテ惡人トナリ、且、禮儀廉恥地ヲ拂  
 フニ至ル可シ、又若、君主宜レク怒ル可ヲ  
 サルニ、却テ憤怒ヲ逞、レ、無益、ノ刑ヲ濫  
 施スルキハ、遂ニ苛酷ノ政令行ハレ、實ニ  
 神ヲ敬スル善人スラ、尚之ニ恐怖シテ、一  
 日、モ安居スル能ハサルニ至ル可シ、ハイ

〔按〕真神ヲ知ラノ言ニ、嚴刻ナル法律ハ、  
 大ニ不正ノ法ナリト云ヘリ、余又之ニ加  
 ヘテ言ハシ、無益ノ仁恤ハ、大ナル不仁ナ  
 リト、○父ノ子ニ於ケルノ理ニ同シ、凡ソ  
 人ノ父タル者、絶テ其鞭策ヲ加ヘス、其放  
 恣ノ行ヲ縱セハ、却テ是レ不慈ノ尤モ甚  
 シキ者ト云フ可シ、何者、若此ノ如クナル  
 片ハ、其子悛ムル處ナク、遂ニ重刑ヲ蒙ル  
 ニ至ルハ、必然ニレテ、即父自ラ之ヲ殺手  
 ニ附スルニ、異ナラサレハナリト、

- 〔イ〕死刑ノ施行ヲ許可スルノ權利、亦君主ニ在  
 リ、故ニ君主自ラ之ヲ許可セサレハ、敢テ死  
 刑ヲ行フヲ得ス、蓋臣民ノ生命ヲ敬重スル  
 ニ於テ、至要ノ規律ナリ、
- 〔ロ〕斷定セル刑罰ヲ施行スヘキ命令ヲ下スノ  
 權利、君主ニ在リ、
- 〔ハ〕法院ニテ訴訟ヲ採用セス、或ハ其裁斷ヲ怠  
 ルトアルニ方リテ、訟者之ヲ君主ニ訴フル  
 トアル片ハ、直ニ命令ヲ法院ニ下シテ、其審  
 判ヲ促シ、或ハ政務ニ就テ起レル訴訟ヲ裁

決スルノ全權ヲ任スルノ權利、又ハ獄訟事務ノ妨害ヲ除去スルノ權利、皆君主ニ在リ、  
 ㊦負債返償ノ延期ヲ許スノ權利、君主ニ在リ、道理ヲ辨別セサル債主アリテ、國內災厄ノ時ニ當リ、甚已ムヲ得サルニ非スレテ、暴ニ負債者ニ迫リ、償還ヲ促スニ逢ヘハ、君主已ムヲ得ス、其權ヲ私法ノ區域ニ施シテ、償還ノ延期ヲ許スヲ得ル、甚緊要ナリ、○此權利ハ、始テ羅馬ニ起立シ、其後獨乙帝國ノ國憲ニ於テ、帝ノ特權トシテ、載定セシカ、爾來

獨乙各國ノ君主モ亦、此權ヲ掌握シテ、動モスレハ之ヲ濫用シタリキ、抑、此權利タルヤ、實ニ全ク廢ス可ラスト雖モ、然レモ、素一時債主ノ權利ヲ奪フヲナルカ故ニ、必熟慮シテ、真ニ已ムヲ得サルノ時ニテラサレハ、決レテ之ヲ施行ス可ラス、是故ニ必別々一法ヲ設立シ、以テ君主ノ特有セル、此權利ヲ限制ス可レ、且、若別種ノ憲法ヲ以テ、此權利ヲ施行スル所ノ國ニ於テハ、兼テ立法者憲法云、府ノ權ヲモ、必限制スル、緊要ナリ、

但カビ子ツ、ユスチツ〔君主親王、獄訟ヲ掌ルノ制ヲ云ス、ノ諸制

ハ、既ニ全ク廢止セリ、

方今ノ民主國ニ於テ獄訟ノ事ハ、通常全ク政府ヨリ分隔シ、形貌ニ於テモ、亦全ク政府ニ從屬セサル者ト為ス、古時主長ノ司法權柄ニ就テ掌握セシ諸權利中、今僅ニ存スル者ハ、司法職官ヲ授任スルノ議ニ預ルノ權利、罪人ノ追捕ヲ命スルノ權利、及ヒ斷定セシ所ヲ施行スルノ義務等是レナリ、○

○但、合衆國ニテハ、政務ニ於テ犯セシ罪科ノ

外ハ、統領其罪ヲ減シ、及之ヲ赦スノ權利ヲ握ル、佛國民主政體ノ時ニ於テモ亦、此權利ヲ握リタリキ、瑞士國ノ政府ニハ、全ク此權利アルヲナシ、

第十八款

第六 財務ノ大權、ヒナニツ、ホ

國家ノ需要ヲ供給シ、及之ヲ供給セシカ為ニ、國家ノ所有ルスターグツ、ヘテ管理シ、稅餉ヲ收取シ、之ヲ公費ニ供用シ、及歲入歲費ヲ算計スル等ノ

事務モ、綜テ亦必、君主ノ統括スル所ナリ、此事  
 於テハ、民主國ノ制度ト雖、亦甚、君主國ニ異ナ  
 ラス、民主國ニ於テモ、財務ハ亦必、一途ニ出テサ  
 ルヘカラサル所以ト、且、其規律ノ完全具備セサ  
 ル可ラサル所以ヲ知ル、是ヲ以テ真ノ權柄ニ係  
 レル事務ハ、國民決レテ全ク之ヲ政府ニ委託ス  
 ルナレト雖、財務 至テハ、大抵政府ニ委託シ  
 テ、國民之ニ關レト欲スルノ情意ヲ抱ク、少シ  
 〔按〕財務ノ權ハ、他ノ諸權ノ命令、指揮、保護等ノ主  
 主トスルカ、如クナラズ、專ラ國用ノ供給ヲ主  
 トナスカ、故ニ、權柄ノ意自ラ少シ、是ヲ以テ、  
 真ノ權柄ニ係ル事務ト、分別スルナリ、

第七 監臨ノ大權、オリーブツレフト、

監臨ノ權ハ、他ノ施政權利トハ、全ク其趣ヲ異ニ  
 シテ、命令、指揮、保護等ノ如キ、真ノ施政權ヲ行フ  
 ヲ先務トセス、今日現ニ、實際ニ顯ハル、情實、事  
 態ヲ通察スルヲ以テ、先務ト為シ、次テ右ノ施政  
 權ニ及ホス者ナリ、是故ニ君主ハ、國家我官ノ規  
 制我掌ヲ、監臨スル權アルノミナラス、又實ニ自  
 主自立シテ、國家ノ訓督ニ賴ラサル、人物及、事件  
 〔按〕私人私ヲモ、兼テ總監スルノ權アリ、  
 事ヲ云ス、  
 政府ハ其版圖内ニ起リテ、國家ノ利病ニ係リ、或

ハ國家ノ法制ニ關スヘキ諸事ヲ舉ケ、總テ之ヲ  
 通察スルノ權ヲ有ス、○政府ハ右等ノ諸件ヨリ、  
 國家ニ患害ノ生スルヲ、深慮シテ、其安寧ヲ長全  
 スルニ適當セル方法ヲ、機會ヲ失ハスレテ、設ケ  
 ンカ為、常ニ著意シテ、怠ラサルヲ要ス、  
 古時佛朗哥國ニテ、發遣使ボヘンドヲ置キ、方今復  
 各國ニ於テ、形勢官スダチスチセル、ゴロ、設ル官ナリ、  
 置クカ如キハ、即君主監察ノ權ヲ施行セルカ  
 為ナリ、殊ニ發遣使ノ如キハ、通常形勢表スダチ  
 ヲ設ルノ外、更ニ親レク州縣ノ情實事體ヲ視察

セシムルカ為、必要ナル者タルヲ以テ、今時ト雖  
 氏、此制ノ全ク亡ヒタルニハ非ス、○但、國家タル  
 者、臣民私事ノ秘密、及其親族間ノ秘密ヲ嚴密ニ  
 探索シテ、遂ニ民人ノ自由ヲ妨ルニ至ル等ノ一  
 ハ、敬テ為ス可ラス、且、縱令、必要ノ事ト雖、之ヲ  
 探索スルニ、不正ノ術ヲ用フルハ、甚善カラス、其  
 他國家ノ宜シク關係ス可ラサル事ニ關係シテ、  
 遂ニ臣民ノ後見ベク、ホニルムノ如クナルニ至ル  
 ハ、又尤善カラストス、  
 殊ニ邑社、ゲマイニ詳ナリ、及諸會社等ヲ創立ス

ルニ、其事態若、國家ノ利害得失ニ關係スヘキ者  
 アルハ、政府必、其許スト否トヲ、考定ス可キヲ  
 以テ、必、預メ其情實事體ヲ、監察セサル可ラス、去  
 氏會社ヲ結フノ事、唯民人互相ノ私事ノミニシ  
 テ、絶テ國家ノ利害ニ涉ラサル者ナラハ、政府敢  
 テ之ニ關ス可ラス、○

○羅馬帝國ノ法ニテハ、縱令、國家ニ利害ナキ  
 會社ノ事ト雖、政府必、之ニ關レテ、民人ノ自  
 由ヲ限制シタリキ、

第八 教育方法ノ監護、ソルグ、ヒール、チ

トハル  
 トラヒル

國家ハ人材教育ヲ監護ス可シ、凡、學術諸科、大小  
 學校ノ規制ノ如キハ、專、國家ノ設立スヘキ者ニ  
 ハアラサレ、其良否得失、大ニ國家ノ成敗ニ關  
 係アルカ故ニ、必、之ヲ監護シテ、其弊害ヲ救ヒ、以  
 テ教育ノ方法ヲシテ、國家ニ裨益アラシムルハ、  
 實ニ政府ノ權利、及、義務ト云フ可シ、  
 神教會ハ、國家ノ内外ニ通セル大會ニシテ、自ラ  
 國家羈軛ノ外ニ在テ、獨立スル者ナレ、政府亦  
 之ヲ監察シテ、其弊害ノ國家ニ及フヲ、防止セサ



ル可ラス、

是等ノ事ハ、總テ第九卷ニ於テ、詳論ズ可シ、

第十九款

第九 權利施行ノ體裁、ホスルモノ、デハ、ア

即、布告、トハ、ルオ、ル及、命令ベハ、

以上論説スル所ヲ以テ、施政權柄、全ク斯ニ盡セ

リト為ス可ラス、上文論スル所ハ、所謂一點ノ中

心ニ圓滿セル國權ノ、散レテ各殊ノ權利トナリ、

發耀セル者ト云フ可キノミ、按、本卷第十五款、内

是故ニ此國權ハ、國家遇フ所ノ景況ニ隨テ、猶

數種ノ權利トナリ、諸方向ニ發耀シ、又景況新々

ニ生スレハ、隨テ復其新方向ニ發耀ス真ニ無盡

ノ泉源ノ如ク然リ、

施政權柄ヲ施行スルノ體裁、乃、左ノ如シ、

甲 アルゲマイ子ス、ヘルオールドヌング 按、政

法、許ス所ノ區域内ニ於テ、示レテ此權柄

ヲ施行ス、

乙 事ニ當リ時ニ臨ミ、アーンオールドヌング、

ベヘール 按、共ニ命及、ヘルボト、按、禁止

示シテ、此權柄ヲ施行ス、

甲行ニ舉タル布告ノ事ニ就テハ、既ニ上卷ニ論述セリ、卷之五第九款ヲ參看スヘシ乙行ニ舉ル命令、及、禁止ノ如キモ亦、真ニ政府ノ施政權柄ニ屬ス、○政府ヲ以テ、獨、吏務ノミヲ掌レル者ト為レ、決シテ命令指揮ノ權柄ヲ握ルハ、キ者ト為サ、ルハ、乃、當今ノ通病ニレテ、其義ノ害タル、甚、少々ナラズ、凡、國家ノ國家タル所以ヲ失ハサラレト欲セハ、政府唯臣民ヲ訓戒說諭スル等ヲ以テ、足レリト為ス可ラス、緊要ノ事ニ至テハ、必、共ニ確乎不拔ノ威

嚴ヲ以テ、命令指揮ヲ出シ、臣民ヲレテ、必、之ニ聽從セシムルノ權アラサル可ラス、○政府ノ命令指揮ナル者ハ、即、按、命令ヘール、按、命令アウフタラダ、按、委任レスクリプト、按、臣民ノ請願ニ答フル文書ノ類、按、禁止コシツシ、按、請願バシ、按、嚴命ヘルボット、按、禁止及其他、按、許容ノ類、

尚許多アリ、

○華盛頓ノ人ト為、ハ、國權ノ專恣ニ至ルヲ、惡ム、尤、甚、去、天一千七百八十六年明第十月三十一日ノ書翰ニ、左ノ文ヲ述ヘタリ、足下余ニ勸ムルニ、トツセキセツ按、合衆國ノ騷亂ヲ

鎮定スルニ、政府宜シク訓戒説諭ヲ用フ可シト云ヘリ、去レモ余ハ訓戒説諭ヲ用フルノ方法如何ヲ知ラス、縱令今之ヲ用フルノ方法アルモ、恐ラクハ此ノ如キ大騷亂ヲ鎮定スルニ於テ、適應セル妙術ト云フ可ラス、夫、訓戒説諭ハ、決シテ政府ノ威權ト為スニ足ラズト、<sup>⊖</sup>

<sup>⊖</sup>按 ヲセテセツニ騷亂起リレ時、其地ヨリ合衆國政府ニ請ヒ、訓戒説諭ヲ用ヒテ、和平ヲ謀ラントテ欲セレ故、華盛頓之ニ答フル、注文ノ如シ、蓋華盛頓ノ意謂ラク、政府ノ權

ヲ以テ、僅ニ訓戒説諭ヲ為スニ過キストスルハ、甚、不可ナリ、此ノ如キ、大騷亂發ルニ方リテハ、政府宜シク其威嚴ヲ張テ、之ヲ鎮壓セサル可ラス、訓戒説諭ヲ用フルカ如キハ、適、政府ノ弱ヲ示ス者ニシテ、決シテ威權ヲ顯スニ足ラズト、信ニ確論ト云フ可シ、政府此命令指揮ノ權ヲ、若ク施行スルニ於テハ、必、現存ノ國憲、憲法、及其他ノ規律ニ限制セラレ、故ニ敢テ之ヲ毀損スルヲ許サス、又敢テ其區域ヲ超ユルヲ許サス、○政府ハ、公利公益ノ為ニ已

ム可ラサル所アレハ、則、必、之ヲ施行スヘキ命令  
ヲ下ス可シ、但、施行スル者ヲノ、必、正善ノ方法ニ  
由ラシムヘシ、

此ノ如キ限制ハ、施政權柄ニ於テハ、立法權柄ニ  
於テヨリモ、施シ易ク、且、速ニ施シ得可シ、○殊ニ  
法院ノ如キハ、其職掌内ニ於テ審判斷定スルニ  
方リテハ、縱令、政府ノ命令ト雖モ、形自或ハ事理  
ニ於テ、憲法ニ合セサル所アレハ、決シテ之ヲ遵  
奉セサル、權アルノミナラス、尚且、其職掌當然ノ  
事ニ於テハ、全ク政府ノ意思ニ戻レル、處分ヲ以

テ、國家ノ法制秩序ヲ、保護スルノ權アリ、○然リ  
ト雖、法院ハ、政府ノ監官トナリテ、專ラ政府ノ  
處分ヲ、監督スルノ權アラズ、且、又政府ノ命令指  
揮、形見事理ニ於テ、或ハ憲法ニ悖戾スルトアリ  
也、敢テ之ヲ審問スルノ權ナシ、○是故ニ、臣民政  
府ノ處置ヲ以テ、法院ニ控訴スルハ、通常許サ、  
ル所ナリ、卷之八第五款ニ於テ、猶詳論スヘシ、

政府ノ下等官員ノ如キニ至テハ、其職掌ノ區域  
内ニ於テ、政府按ニ等シテヨリ命セラレシ、等ヲ云、テハ、  
事理上ニ於テ、縱令、憲法ニ悖戾スル所アルヲ察

ルモ、必之ヲ遵奉セサルヲ得ス、何者、下等官員ハ、  
 全ク政府ニ從屬スル者ニシテ、決シテ獨立スル  
 者ニアラザレハナリ、是故ニ此等ノ輩ハ、政府ノ  
 處分ニ就テ、毫モ保任ノ義務ヲ負フ者ニアラス、  
 實ニ保任ノ義務ヲ負フ者ハ、自ラ其事ヲ處分セ  
 ル政府、即ニニステルナリ、卷ノ七第三款  
ヲ、參看ス可シ、  
 但國憲或ハ憲法等ニ於テ、儘全ク此規律ニ相反  
 スルヲナキニアラス、

第二十款

第十 政府非常ノ權、アウスナレギル  
フト、ホン、レギル  
ズン即、國家不得已ノ權、ストレツ、ノ

國家ハ、高尊ノ者ナルヲ以テ、之ヲ保護スルハ、乃  
 政府ノ第一義務タリ、是故ニ國家ニ已ムヲ得サ  
 ルノ事體ノ大危ノ乱トハハル、按發スルニ方リテ、之ヲ救  
 ハンカ為ニハ、縱令ヒ民ノ私權利ヲ毀損シ、或ハ現  
 存ノ法制秩序ヲ傷害スルト、決シテ妨ナシトス、  
 實ニ國家ノ大危亂ヲ救フニ於テ、他術アラサレ  
 ハ、一二私人ノ權利ヲ枉ルハ、論スルヲ頌ヒス、衆  
 多群民ノ權利ト雖モ、必之ヲ壓抑セサルヲ得ス、

國家ノ安寧健康ハ、至要ノ事ナリト云ヘル格言  
アルニ非ラスヤ、故ニ此安寧健康ヲ保ツニ、必要  
ナルコトハ、カヲ極メテ、為サ、ル可ラス、但、政府ヲ  
利シ、民ヲ害スルノ意ヲ以テ、民權ヲ犯スハ、極メ  
テ不可ナリトス、

〔第二〕所謂政府非常ノ權、即政府不得已ノ權ナル  
者ハ、全ク此理ヨリ生スル者ニシテ、所謂ホルク  
不得已ノ權利〔按〕本卷第三款〔譯〕ト、其理同一ナリ、  
〔按〕施行スル者ハ、全ク異ナレバ、其國云、但、政府若、此  
家ヲ救フノ理ハ、全ク同一ナルヲ云、但、政府若、此  
權ヲ施行スルハ、人民ノ權利、及、自由ニ於テ、決

シテ損害ナキヲ保ツ可ラス、且、若、政府此權ヲ施  
行スルヲ以テ、常規ト為スルハ、其權遂ニ限制ス  
ル所アラスシテ、全ク暴政ニ陷ルハ必然ナリ、故  
ニ平常ニ當テ、非常權ヲ施行スルハ、決シテ許サ  
サル所ナリ、去、其實ニ已ムヲ得サルノ事體發ス  
ルニ方リテハ、此權ヲ用フルニアラサレハ、僅ニ  
其一部ヲ庇フカ為ニ、全體却テ大災害ヲ被ルニ  
至ル、是故ニ此權決シテ致ク可ラス、○船艦颶風  
ニ遇フテ、殆、遁ル、ノ術アラサルニ方リテハ、船  
長實ニ其賤ヲ辱シメサルノ器アレハ、斷然船客

ノ物品ヲ、激浪ニ投レ、敢テ惜マズ、又苦戰ノ時ニ於テ、數隊ヲ捨ルニアラサレハ、決レテ全軍ノ捷ヲ奏スル能ハザル歟、若クハ全軍ヲシテ、妨碍ナク、退行セシムル能ハザルニ臨テハ、老成ノ將ハ、斷然數隊ヲ捨テ、敢テ顧ミサルハ、必然ナリ、國家大危亂ノ時ニ臨ミ、君主タル者ノ處置、豈獨之ニ及スルヲ得ンヤ、按全体ヲ救ハルカ為ニハ、已要ナル所、以テ云フ、

治體ニ通曉セル國ニ於テハ、夙ニ此理ヲ辨識セシカ故ニ、既ニ國憲上ニ於テ、預ノ此ノ如キ、非常

權ノ制ヲ、設立シタリ、往古羅馬ニ於テ、按クタクト一ル按國家大危亂ノ時ニ於テ、官ヲ立テシハ、即一此理ニ出ル者ニシテ、彼ノ「コンスラート」天下ノ事ヲ以テ、自ラ任スルハ、決レテ惡キコトニアラス、ト云ヘル規律ハ、實ニ確言ト云フ可シ、又非厄西亞ニ於テハ、國家大危亂ノ時ニ臨テハ、僅ニ數人共ニ國家ヲ救フノ權ヲ掌握シタリ、其他英國ニ於テハ、ベアス、コルプス、アクトノ規律按百七十九年ニ於テ、立テタル法ニシテ、罪人ヲ捕縛スルハ、必ニ二十四字間ニ糾問ス可ク、決シテ之ヲ過シ、長ク幽囚スルヲ計サルニ於テ、最モ緊要ナルテ、臣民ノ自由ヲ保護スルニ於テ、

者ナラ、一時廢棄スルノ法、スハ、ペン并ニ歐洲大地各國ニ於テ、ベラールゲルンダス、ツウスタンド、及ヒスタンドレフトノ法、（按）共ニ守城、或ハ大騷乱律ヲ廢シ、嚴密ノ法ナリ、アルカ如キ、皆非常權ノ已ム可ラサルヲ以テナリ、君主國民主國ニ論ナク、絶、テ已ムヲ得サル事體ノ生セサル理ハ、決シテ有ル可ラス、然ルニ儘其國憲上、全ク此非常權ヲ設定セサル國アリ、或ハ能ク之ヲ設定スルモ、甚、細詳ヲ得サル國アリ、又ハ非常權ノ、遂ニ專横ニ至ランヲ恐レ、故ニ之ヲ

禁スル國ナキニシモアラズ、去、凡國家焉ニソ已ムヲ得サル事體ノ、絶、テ生セサル理アラシヤ、若、此ノ如キ國ニ於テ、一旦大危亂ノ生スルアルニ遇ヘハ、之ヲ救防スルノ術、殆、難レ○但、此、如キ國ニ於テモ、英邁ナル王公輔弼ハ、已ムヲ得サル事體ノ生スルニ遇ヘハ、必、紙上ノ憲法ヲ捨テ、能ク天理法（ナツル）出ル憲法（セツ）ノ義、（按）天ヲ取用シ、而、テ自ラ保任ノ義務ニ背テ、破法ノ責問ニ違フヲモ顧忌セス、敢テ國家ヲ救フヲ以テ、其專任ト為ス、（○）去、凡其勢已ムヲ得サルニ方リテハ、彼ノ



クハトールノ無限權ヲ許スノ規律ヲ預メ國憲ニ載定セル國ニ於テ、事ヲ濟スニ比スレハ、其處分ノ難キ、實ニ數倍ナリ、何者、臣民直ニ其處分ノ國憲ニ背ケルヲ、責問スルヲ、必然ナレハナリ、○然レニ暗弱ナル、王公輔弼ハ、國家内患外寇アルニ方リテモ、決シテ此ノ如キ勇斷ヲ、為スヲ能ハスレシ、空シク國家ヲ亡滅ニ附シテ、救ヲ能ハス、  
 ①按ニスラルハ、政令ノ國憲ニ合スルヲ、保任スルノ義務アルヲ、既ニ本卷第十三款ニ詳論スルカ如シ、去レ賢輔良弼ハ、此ノ如

キ時ニ臨ミ、徒ニ國憲ヲ墨守シテ、國家ヲ危ウスルヲナク、必、自己ノ名利ヲ棄テ、身命ヲ抛テ、國家ヲ救フヲ以テ、其專任ト為ス、

〔第二〕非常權ヲ施行スルヲハ、已ムヲ得サルノ事體、既ニ發レタル時、若クハ未タ發セサルモ、其機既ニ現然トシテ、遂ニ除ク可ラサル時ニ於テス可シ、唯國家全體ノ利益ヲ、増進スルノ目的ヲ以テ、此權ヲ施行スルハ、甚、非理ナリトス、何者、若、唯國家全體ノ利益ヲ、増進スル為、非常權ヲ用フルヲ許スルハ、此權遂ニ常權トナルニ至ル可シ、此

權若常權トナルキハ、國家ノ法制秩序セ、變亂ノ為、遂ニ滅裂スルニ至リ、且、自由ノ權キ、亦共ニ保存スル能ハサルハ、必然ノ勢トレハナリ、○國家ノ法制、并ニ臣民ノ自由ヲ保護スルハ、政府ノ常義務ナリト雖、此義務ヲ盡サンニハ、必、現存ノ法ヲ守ラサル可ラス、

又非常權ヲ限制セシカ為、預メ已ムヲ得サル事體ヲ、認定指示スルノ規律ヲ綿密ニ立テタル國アリ、即、羅馬ニ於テハ、セナリトノ議ヲ以テ、已ムヲ得ルル、事體ヲ決定シ、英國ニ於テハ、已ム

得サルノ事體ヲ認定レテ、彼ノハバマス、コルプス、アクテヲ一時廢棄スルハ、獨、巴カ門ノ權ニアルノ規律ヲ立テタリ、○佛國一千八百四十八年嘉永元年、國憲、第百零六章ニ、唯憲法上ニ已ムヲ得サル事體トシテ、認定セル、景况ノ發レタル時ニ於テノミ、ベラリゲルンダス、ツウスタント、（前）出ツ、ヲ用フヘキ旨ヲ載セ、復普魯士國ニテハ、戰爭及、反亂ノ起リシ時ヲ以テ、已ムヲ得サル事體トナシ、而レテ此ノ如キ時ニ於テハ、國憲ノ二三條規ヲ、一時全ク廢止シ得ルト為セリ、○但、古

未王公輔弼、實際ニ臨ミ、非常權ヲ施スニ方リテ、  
 此ノ如キ限制ヲ拘守スルキハ、決レテ國家ノ急  
 救ヲニ足ラサルヲ知リレ時ニハ此限制ヲ越  
 ハテ、尚其歩ヲ進、タリキ、

已ムヲ得サル事體ヲ指示スルノ規律ナキ國ニ  
 於テハ、必、國家元首之ヲ決定スルノ當然ナリ、但、  
 立憲君主國ノ如キハ、此時ニ於テ、君主ト共ニ連  
 署スル所ノミニステル、其處分ヲ保任スルハ、固  
 ヲリ當然ニ人且預メタルト  
（按）國政ニ參  
 議スル高官  
 然レモ現ニ集會スル者ニアラス、且、代國  
 府ハ、事情切迫ノ時ニ臨ミ、神速ニ救防ノ策ヲ運  
 ビ、以テ適宜ノ處分ヲ施スノ職官ニアラス、加之、  
 決レテ此ノ如キ職掌ニ堪、サルヲ以テナリ、○但、  
 此權ハ政府ノ常權ト異ニシテ、素、強暴ノ權ナル  
 ヲ以テ、政府若、已ムヲ得サルニ非スレテ、恣ニ此  
 權ヲ施行スルノ、輒近獨逸各國ニ於テ、其政府恣  
 ニ此暴權ヲ施行セレカ如クナルハ、臣民塗炭

以テ、國家元首ニ托シテ、代國府ニ托セサルハ、何  
 ソヤ、蓋、代國府ハ、已ムヲ得サル事體ノ發スル時  
 ニ臨ミ、必、レモ現ニ集會スル者ニアラス、且、代國  
 府ハ、事情切迫ノ時ニ臨ミ、神速ニ救防ノ策ヲ運  
 ビ、以テ適宜ノ處分ヲ施スノ職官ニアラス、加之、  
 決レテ此ノ如キ職掌ニ堪、サルヲ以テナリ、○但、  
 此權ハ政府ノ常權ト異ニシテ、素、強暴ノ權ナル  
 ヲ以テ、政府若、已ムヲ得サルニ非スレテ、恣ニ此  
 權ヲ施行スルノ、輒近獨逸各國ニ於テ、其政府恣  
 ニ此暴權ヲ施行セレカ如クナルハ、臣民塗炭

ニ苦シムノ恐、少カラストス、是故ニ政府此權ヲ  
施行スルニ方リテハ、必、兩院之ヲ監督スルノ權  
ヲ握ル、甚、緊要ナリ、

第三、縱令、事體已ムヲ得サルノ時ト雖、氏、猶國憲  
憲法ニ悖戾セサル處分ヲ以テ、防護レ得ルノ術  
アル間ハ、決シテ非常權ヲ用フルヲ許サス、又已  
ムヲ得サルノ事體、將ニ起ラントスレ、機、先、現  
ハル、カ為、ニ、能ク憲法ニ由テ、防護スヘキ方法  
ヲ設ケ得ルキハ、則、非常權ノ區域、自ラ減縮ス、然  
未、非常權ト為セル條規モ、預メ憲法ヲ以テ、姑ク  
之ヲ常權ノ規律トナスカ故ニ、非常權ノ區域、自

ルヲ減縮ス、普魯士國等ニ於ケルカ如ク、已ムヲ得  
サル事體ノ生スル時ニ於テハ、政府一旦救時ノ  
憲法ヲ告示スルノ權ヲ握レル國ニ於テハ、政府  
ノ此權ヲ施行スルヤ、決シテ非常權ヲ施行スト  
云フ可ラス、既ニ預、國憲、及ヒ其他ノ憲法ヲ以テ、  
限定セル權利ヲ、施行スト云フ可シ、

第四、古時羅馬ニテハ、已ムヲ得サルノ事體生ス  
ルニ方リテハ、ギクタトール 〔註〕本款第一ノ官ヲ立  
テ、非常權ヲ施行セシメシカ、氏、若、此、如キ官  
ヲ立テサル國ニ於テハ、國家元首、必、此權ヲ施行

ス可シ、決レテ從屬スル所ノ職官輩之ヲ施行スルヲ許サス、但、冠賊械ニ襲来スル時等、防禦瞬間ヲ争フニ方リテハ、官吏ハ勿論、縱令一私人ト雖、亦能ク一旦此權利ヲ施行シ、危急ヲ救フニ於テ、決レテ妨ケナシ、但、直ニ之ヲ政府ニ報シテ、其後ノ處置ニ就テハ、政府ノ號令ヲ俟ツヲ要ス、去レ若、國家元首、其職ニ堪ヘサルカ為ニ、遂ニ已ムヲ得サルノ事起ル時ニ於テハ、必、重要ノ職官、非常權ヲ施行セサルヲ得ス、即、ニス、テル、及、兩院、或ハ、時宜ニヨリテハ、將軍等之ヲ施行ス可シ、

第五 救防ノ目的ニ從テ、其方法ヲ設定シ、及、之ヲ限制ス可シ、

未<sup>タ</sup>事ナキ時ニ於テ、預メ救防ノ方法ヲ設定セシト欲スルハ、徒ラニ無益ノ勞ト云フヘキノミ、凡、已ムヲ得サルノ事體發スルニ當リテハ、一時公權利ヲ阻止シ、又ハ之ヲ廢棄シ、或ハ私權利ヲ毀損スル等、固ヨリ妨ケナレトス、例、ハ公事ノ商議及會合ヲ禁止シ、出版ノ自由ヲ、一時阻止シ、又ハ非常法院ノウセルオルデニヲ設ル等、如キ、都テ公權利ヲ阻止廢棄スル所以ナリ、所謂國家已ム

ヲ得サルノ事體ナル者ハ、素國事ニ關スルヲナ  
 ルカ故ニ、此事發スルニ至リテハ、是等公權利ヲ  
 沮止廢棄スルハ、私有ヲ毀損シ、或ハ私人ノ日用  
 交際、及自由ノ權利ヲ限制スルヨリモ、更ニ緊要  
 ナリトス、但、國家安寧ニ存在スルノ權利ハ、元ト至  
 高ノ權利ナルガ故ニ、已ムヲ得サルノ事體發ス  
 ルニ方リテ、國家存在ノ為ニ、妨碍トナルヘキ諸  
 權利ハ、舉テ之ヲ禁止スルヲ、甚緊要ナリトス、  
 救防ノ方法ヲ限制スル片ハ、非常權ノ區域亦自  
 ラ定マルナリ、即左ノ如シ、

甲 救防ノ方法ハ、救防ノ難易ニ適應スルヲ

要ス、決シテ不適宜ニ嚴ナル可ラス、又此  
 方法ヲ施スカ為ニ、現存ノ方ヲ毀損限制  
 スルモ、亦救防ノ難易ニ隨テ、其可ニ適マ  
 ルヲ要ス、決ノ不適宜ニ大ナル可ラス、  
 既ニ救防ノ志ヲ達シタル後、仍非常權ヲ

乙 施行スルヲ許サス、是故ニ、  
 前ニ、權ヲ施行スル時限ヲ、短小ニ定ム  
 ル間アリ、蓋此權ヲ施行スル時限、遷延久  
 シキ時ハ、遂ニ變シテ暴雲ノ權トナルヲ

恐ル、ナリ、

丙 其事體唯一時ノ方法ヲ設ケテ、救防レ得  
 ヘキキハ、決シテ悠久ノ方法ヲ施ス可ラ  
 ス、且、立法府ハ、常ニ此方法ノ舉行ヲ監督  
 レ、速ニ平常ノ法制ニ復セシムルヲ務ル  
 ノ權アリ、殊ニ已ムヲ得サル事體發起ノ  
 際ニ於テ、一時令レシタルアルゲマイ子、ハ  
 ルオールドニング〔前款ノ如キハ、立法府  
 出ツ、〕其時機ヲ察シ、務メテ速ニ廢止セシムル  
 可ニ、心ヲ用フ可シ、

丁 事體方ニ殷ナルヲ以テ、縱令、大ニ非常權

ヲ施スコトアリ、主トシテ之ヲ施行セシ  
 ニステルハ、其方法ニ就テ、必、自ラ保任セ  
 サル可ラス、何者、若、此ノ如キ時ニ於テ、  
 ニステル保任ノ義務ヲ負ハサルキハ、是  
 即チニステル唯私利ノ為ニ、國難ヲ救防  
 スト云フ可クレテ、決シテ實ニ國家ノ為  
 ニ、其難ヲ救防ストハ、云フ可ラサレハナ  
 リ、○非常權ヲ施行スル、愈嚴猛ナレハ、之  
 ヲ施行スル者、其方法ノ已ムヲ得サルニ

出ル所以ヲ、保任スルノ義務モ、亦愈大ナ  
リ、

戊

非常權ヲ施行スル時ニ於テ、悠久ノ新法  
ヲ立ルコトハ、通常許サ、ル所ナリ、然レ唯  
已ムヲ得サルノ事體ナルヲ以テ、現存ノ  
法ヲ毀損スト雖レ、當ニ之ヲ犯法ノ處分  
トセサルノミナラス、却テ緊要ノ處分ト  
為スナリ、去レ法ニ合セサル事ヲ舉ケテ、  
之ヲ法ト為スカ如キハ、甚不可ナリ、凡ソ  
非常權ハ、唯非常ノ事發スルカ為ニ、已ム

ヲ得スレテ、緊要ト為ス者ニシテ、決シテ  
新法ヲ立ルカ為ニ、緊要ト為スニアラス、  
是故ニ政府ノ威權ヲ逞シテ、新ニ私法  
ヲ設ケ、或ハ法院ノ審判裁斷ヲ經スレテ、  
恣ニ刑罰ヲ施ス等ノ處置、及其他現存ノ  
國憲ヲ、永ク變革スル等ノコトハ、通例非常  
權ノ已ムヲ得サル處分ト、目スルヲ許サ  
ス、○但此ノ如キ處分ト雖レ、或ハ認許セ  
サル可ラサルコトアリ、凡ソ已ムヲ得サルノ  
事體ヲ、救防スルノ術ハ、素此事體ノ大小



緩急ニ應ム、舉指セサル可ラス、此事體ノ起リタル原因ヲ推スニ、若、國憲ノ不善ヨリ生スル者ナルハ、國憲ニ隨テ、其原因ヲ除去スル能ハサルハ、固ヨリ論ナシ、故ニ此ノ如キ時ニ方リテ、國家ノ艱難ヲ救ハント欲スル者ハ、預、國憲ヲ改革セントラ企テ謀リテ、之ヲ遂ケサル可ラス、既ニ輒近各國ニ於テ、顛覆、及ヒ復舊顛覆クレア又オン接一且顛覆アリテ政体ノ變セレテ、又旧制ニ復センカ為ニ、起ス所ノ顛覆ヲ云、ノ為ニ、國憲數次顛圮シテ、遂ニ不具ト

ナリシカ故ニ、此ノ如キ改革屢アリキ、○此ノ如キ改革ヲ為スニ方リテハ、從來ノ立法府、若クハ新ニ選任セル立法府等、能ク其方法ヲ監察シ、以テ現法ヲ犯ス所ノ新法ヲ認許シテ、遂ニ之ヲ真實ノ法ト為ス、權アル可シ、○

○普魯士王非的利、維廉第四世百一十七五十年ニ生レ、八百六十年ニ殂ス、ハ、一千八百四十九年嘉永ニ於テ、非常權ヲ施行シ、復佛國統領路易那破倫三世ナリ、ハ、一千八百

五十一年四年嘉永第十二月二日ニ於テ、非常權ヲ施行シタリ、即チ非的利、維廉第四世ハ、第二院院按即下ヲ廢シテ、獨自カラ代議者選擇ノ法ヲ改革シ、復路易、那破倫ハ、ナチオナルヘルサムルニグ議會ノヲ解イテ、更ニ新國憲ヲ制シタルヲ云フナリ、○此ノ如キ非常權施行ノ方法ヲ以テ、或ハ正ト為シ、或ハ不正トナス者アリテ、其論一定セサレド、普國佛國共ニ、遂ニ之ヲ認許シテ、全ク遵奉スルニ至リシハ、又疑フ可ラス、

大井潤一 校

國法汎論卷之六 下終

國語法言  
卷六  
教育部



0  
3